

四半期報告書

(第1期第2四半期)

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

(注) 当社は、平成23年4月1日付で住友信託銀行株式会社との間で株式交換による経営統合を行い、事業年度を「第1期」に変更しております。

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【事業等のリスク】	6
2 【経営上の重要な契約等】	6
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【提出会社の状況】	26
1 【株式等の状況】	26
2 【役員の状況】	35
第4 【経理の状況】	36
1 【中間連結財務諸表】	37
2 【その他】	107
3 【中間財務諸表】	108
4 【その他】	121
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	122

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月29日
【四半期会計期間】	第1期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
【会社名】	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 辺 和 夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【電話番号】	03(6256)6000 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部文書グループ長 藤 田 耕 司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号
【電話番号】	03(6256)6000 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部文書グループ長 藤 田 耕 司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

(注) 当社は、平成23年4月1日付で住友信託銀行株式会社との間で株式交換による経営統合を行い、事業年度を「第1期」に変更しております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成23年度 中間連結 会計期間	平成21年度	平成22年度
		(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)
連結経常収益	百万円	181,802	179,238	623,302	365,516	350,977
うち連結信託報酬	百万円	26,543	23,372	50,040	50,874	46,720
連結経常利益	百万円	34,392	50,104	155,296	83,415	84,705
連結中間純利益	百万円	19,088	32,071	128,109	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	46,826	47,277
連結中間包括利益	百万円	—	—	93,946	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	—	24,945
連結純資産額	百万円	829,767	850,115	2,264,766	846,556	844,130
連結総資産額	百万円	15,460,128	14,265,161	35,180,904	14,977,966	14,231,070
1株当たり純資産額	円	387.60	399.73	395.25	397.69	395.94
1株当たり中間純利益金額	円	14.41	19.34	30.29	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	31.41	28.51
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	4.15	4.64	4.98	4.40	4.61
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△228,532	△682,765	△1,422,520	△436,461	△519,408
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	194,104	675,001	1,265,801	406,443	734,537
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	41,441	△17,012	11,552	50,296	12,628
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	224,857	212,815	978,597	237,851	465,221
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	8,978	8,988	20,472 [3,936]	8,872	8,846
合算信託財産額	百万円	35,650,523	37,751,374	170,147,491	37,835,141	38,432,054

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「(1株当たり情報)」に記載しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額につきましては、平成21年度中間連結会計期間、平成22年度中間連結会計期間、平成21年度及び平成22年度においては潜在株式が存在しないことから記載しておりません。平成23年度中間連結会計期間については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 住友信託銀行株式会社との経営統合により臨時従業員数が増加したため、平成23年度中間連結会計期間より平均臨時従業員数を記載しております。なお、平均臨時従業員数は、当中間連結会計期間における平均雇用人員数であります。
6. 平成21年度中間連結会計期間、平成22年度中間連結会計期間、平成21年度及び平成22年度の合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結子会社ごとの信託財産額を単純合算しております。
- (合算対象の連結子会社)
- 中央三井信託銀行株式会社
中央三井アセット信託銀行株式会社
- また、平成23年度中間連結会計期間の合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結子会社ごとの信託財産額を単純合算の上、資産管理を目的として連結子会社間で再信託を行っている金額を控除しております。
- (合算対象の連結子会社)
- 中央三井信託銀行株式会社
中央三井アセット信託銀行株式会社
住友信託銀行株式会社
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
7. 当社は、平成23年4月1日付で当社を株式交換完全親会社、住友信託銀行株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。当該株式交換は企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、住友信託銀行株式会社が取得企業となるため、当社の連結上の資産・負債を時価評価した上で、住友信託銀行株式会社の連結貸借対照表に引き継いでおります。この影響で平成23年度中間連結会計期間の主要な経営指標等の各計数は、平成21年度中間連結会計期間、平成21年度、平成22年度中間連結会計期間及び平成22年度と比較して大幅に変動しております。
- また、当社の前連結会計年度の連結財務諸表と当中間連結財務諸表との間に連続性が無くなっていることから、平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益は記載を省略しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第9期中	第10期中	第1期中	第9期	第10期
決算年月		平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成22年3月	平成23年3月
営業収益	百万円	11,543	20,512	18,851	13,651	22,764
経常利益	百万円	6,084	13,315	11,688	2,283	9,615
中間純利益	百万円	6,073	13,031	11,685	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	2,865	8,906
資本金	百万円	261,608	261,608	261,608	261,608	261,608
発行済株式総数	千株	普通株式 1,658,426 第二種優先 株式 — 第三種優先 株式 —	普通株式 1,658,426	普通株式 4,153,486 第1回第七種 優先株式 109,000	普通株式 1,658,426	普通株式 1,658,426
純資産額	百万円	615,591	612,138	1,743,641	612,375	601,370
総資産額	百万円	808,154	804,723	1,935,230	805,149	794,198
1株当たり中間純利益 金額	円	4.58	7.85	2.25	—	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	1.92	5.37
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	普通株式 — 第二種 優先株式 — 第三種 優先株式 —	普通株式 4.00	普通株式 4.00 第1回第七種 優先株式 21.15	普通株式 8.00	普通株式 8.00
自己資本比率	%	76.17	76.06	90.09	76.05	75.72
従業員数	人	86	113	164	110	115

- (注) 1. 当社は、平成23年4月1日付で住友信託銀行株式会社との間で株式交換による経営統合を行い、事業年度を「第1期」に変更しております。
2. 1株当たり中間（当期）純利益金額の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「（1株当たり情報）」に記載しております。
 なお、潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益金額につきましては、第9期中、第10期中、第9期及び第10期においては潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第1期中については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
4. 自己資本比率は、（期末純資産の部合計－期末新株予約権）を期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 発行済株式総数の第二種優先株式及び第三種優先株式は、定款第19条の定めにより平成21年8月1日付で普通株式に一斉転換されたことにより、第9期中間期末に残高がゼロとなっております。
6. 第1期中の発行済株式総数の増加は、平成23年4月1日を効力発生日とする住友信託銀行株式会社との間の株式交換に際して新株式を発行したことによるものであります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、主要な関係会社の異動は次のとおりであります。

当社は、平成23年4月1日付で当社を株式交換完全親会社、住友信託銀行株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。この結果、住友信託銀行株式会社及びその連結子会社51社は、第1四半期連結累計期間から連結の範囲に含めております。また、住友信託銀行株式会社の持分法適用関連会社10社は、第1四半期連結累計期間から持分法適用の範囲に含めております。

なお、持分法適用関連会社であった日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、当該株式交換に伴って議決権の所有割合が上昇したことにより、第1四半期連結累計期間から持分法適用の範囲から除外して連結の範囲に含めております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(金融経済環境)

当第2四半期連結累計期間の経済環境を顧みますと、海外では、先進国・新興国ともに景気拡大の勢いが鈍化し、欧州におけるソブリンリスクの高まりなどから、先行きに対する不透明感が増しました。一方、わが国では、震災により毀損したサプライチェーンの復旧が早期に進んだことに加え、消費、住宅投資など震災からの復興に向けた需要の高まりも見られました。第2四半期連結会計期間末にかけては正常化に向けた急速な持ち直しが一服し、国内景気の回復ペースは緩やかになりました。

金融市場に目を転じますと、短期金利(翌日物コールレート)は、期初の0.06%付近から第2四半期連結会計期間末にかけて0.08%付近まで緩やかに上昇しました。長期金利は、震災後の日銀による金融緩和や安全資産である債券への逃避の動きなどから、期初の1.3%付近から第2四半期連結会計期間末は1.0%付近まで低下しました。日経平均株価は、期の前半はサプライチェーンの早期復旧に伴い、7月に一時10,100円台を回復するなど上昇傾向で推移しましたが、その後は円高進行と世界経済の先行き不透明感などから値を下げ、第2四半期連結会計期間末は8,700円付近で取引を終えました。また、為替市場では、4月初めに一時85円台前半まで円安に進む局面も見られたものの、欧州財政危機などを受けたリスク回避の動きから円高が進み、8月半ばの海外市場では一時1ドル75円95銭と円は対ドルで史上最高値を更新しました。その後も第2四半期連結会計期間末にかけて、76~77円台の円高水準で推移しました。

(業績)

① 連結損益の状況

連結実質業務純益（注1）は、市場性関連収益の増益に加え、経営統合に伴う連結会計処理上の影響もあり、前年同期比（注2）270億円増益の1,756億円となりました。

与信関係費用は、不良債権の新規発生が限定的であったことや、グループ会社における与信関係費用が低位に推移した結果、0億円の利益計上となりました。また、連結の株式等関係損益は、減損処理を主因として110億円の損失となりました。

この結果、経常利益は前年同期比436億円増益の1,552億円となりました。中間純利益は、株式交換に伴う負ののれん発生益434億円もあり、前年同期比420億円増益の1,281億円となりました。なお、当該負ののれん発生益を控除した中間純利益は、前年同期における子会社再編に係る税効果会計上の利益押上げ要因の解消を主因として、同14億円減益の846億円となっております。

(注) 1. 連結実質業務純益：単体（3社合算）の実質業務純益＋他の連結会社の経常利益（臨時要因調整後）＋持分法適用会社の経常利益（臨時要因調整後）×持分割合－内部取引（配当等）

単体（3社合算）：中央三井信託銀行（単体）＋中央三井アセット信託銀行（単体）＋住友信託銀行（単体）

2. 前年同期比：旧中央三井トラスト・ホールディングス（連結）＋住友信託銀行（連結）の単純合算数値と比較しております。

② セグメントの状況

当第2四半期連結累計期間における報告セグメントごとの経常収益は、中央三井信託銀行が1,431億円、中央三井アセット信託銀行が212億円、住友信託銀行が4,411億円、報告セグメントに含まれないその他の損益が439億円となりました。なお、上記報告セグメントごとの経常収益のうち、中央三井信託銀行及び住友信託銀行の経常収益については、当第2四半期連結累計期間の連結経常収益の金額を記載しております。

③ 資産負債の状況

当第2四半期連結会計期間末における連結総資産は35兆1,809億円、連結純資産は2兆2,647億円となりました。

主な勘定残高といたしましては、貸出金は20兆5,931億円、有価証券は7兆5,695億円、また、預金は22兆1,910億円となりました。なお、合算信託財産額は170兆1,474億円となっております。

④ キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは1兆4,225億円の支出、投資活動によるキャッシュ・フローは1兆2,658億円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローは115億円の収入となり、現金及び現金同等物の期末残高は9,785億円となりました。

損益の概況（参考）

	平成22年度 中間連結 会計期間 (百万円) (A)	平成23年度 中間連結 会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
粗利益 (実質粗利益)	314,378 (314,378)	359,905 (359,905)	45,527 (45,527)
信託報酬	48,470	50,040	1,570
信託勘定不良債権処理額 ①	—	—	—
貸信合同信託報酬（不良債権処理除き）	6,153	5,513	△639
その他信託報酬	42,317	44,527	2,210
資金利益	126,918	126,922	3
役務取引等利益	86,170	97,451	11,281
特定取引利益	7,086	3,068	△4,018
その他業務利益（除く臨時処理分）	45,731	82,422	36,691
経費（除く臨時処理分） (除くのれん償却)	△171,979 (△165,354)	△185,010 (△180,561)	△13,031 (△15,027)
一般貸倒引当金繰入額 ②	8,363	—	△8,363
不良債権処理額 ③	△14,074	△1,412	12,662
貸出金償却	△3,647	△1,450	2,196
個別貸倒引当金繰入額	△9,988	—	9,988
債権売却損	△438	38	477
貸倒引当金戻入益 ④	—	473	473
償却債権取立益 ⑤	—	1,028	1,028
株式等関係損益	△1,138	△11,034	△9,895
持分法による投資損益	1,438	1,928	490
その他	△25,352	△10,581	14,770
経常利益	111,634	155,296	43,662
特別損益	△4,385	39,126	43,512
うち 株式交換に伴う負ののれん発生益	—	43,431	43,431
うち のれんの減損損失	△6,041	—	6,041
うち 貸倒引当金戻入益 ⑥	5,815	—	△5,815
うち 償却債権取立益 ⑦	2,361	—	△2,361
税金等調整前中間純利益	107,248	194,423	87,174
法人税、住民税及び事業税	△13,985	△20,389	△6,403
法人税等調整額	3,483	△35,011	△38,495
少数株主損益調整前中間純利益	96,746	139,022	42,275
少数株主利益	△10,639	△10,913	△273
中間純利益	86,107	128,109	42,002
中間純利益（株式交換に伴う負ののれん発生益除き）	86,107	84,677	△1,429
与信関係費用(①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	2,465	89	△2,375
連結実質業務純益	148,560	175,629	27,068

- (注) 1. 平成22年度中間連結会計期間の計数については旧中央三井トラスト・ホールディングス（連結）と住友信託銀行（連結）の計数を単純合算した数値であります。
2. 平成22年度中間連結会計期間は、一般貸倒引当金繰入額、個別貸倒引当金繰入額の合計が取崩超過となったことから、当該取崩額を特別利益に計上しております。なお、平成23年度中間連結会計期間より、「金融商品会計に関する実務指針」の改正に伴い、貸倒引当金戻入益、償却債権取立益の計上区分を変更しております。
3. 連結実質業務純益＝中央三井信託銀行（単体）、中央三井アセット信託銀行（単体）、住友信託銀行（単体）の実質業務純益合計＋他の連結会社の経常利益（臨時要因調整後）＋持分法適用会社の経常利益（臨時要因調整後）×持分割合－内部取引（配当等）
4. 金額が損失又は減益の項目には△を付しております。

当社は、平成23年4月1日付で当社を株式交換完全親会社、住友信託銀行を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。これにより海外拠点での業績の比重が高くなったため、以下、「国内・海外別収支」から「国内・海外別貸出金残高の状況」においては、所在地別の開示区分を従来の国内・国際業務部門別から国内・海外別に変更しております。なお、前第2四半期連結累計会計期間の計数につきましては、旧中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の連結計数であります。

国内・海外別収支

信託報酬は500億円、資金運用収支は1,269億円、役務取引等収支は974億円、特定取引収支は30億円、その他業務収支は834億円となりました。

国内・海外別にみますと、国内は、信託報酬が590億円、資金運用収支が1,322億円、役務取引等収支が863億円、特定取引収支が33億円、その他業務収支が860億円となりました。

海外は、資金運用収支が161億円、役務取引等収支が81億円、特定取引収支が△1億円、その他業務収支が△22億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
信託報酬	前第2四半期連結累計期間	23,385	—	12	23,372
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	53,847	13,836	17,394	50,289
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	85,657	18,492	23,108	81,042
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	31,810	4,655	5,713	30,752
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	40,921	△266	8,010	32,643
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	54,495	713	12,015	43,193
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	13,574	980	4,005	10,549
特定取引収支	前第2四半期連結累計期間	81	1,372	—	1,453
うち特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	81	1,413	—	1,494
うち特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	—	40	—	40
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	8,028	10,687	—	18,715
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	8,902	14,665	—	23,567
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	873	3,978	—	4,852

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
信託報酬	当第2四半期連結累計期間	59,036	—	8,995	50,040
資金運用収支	当第2四半期連結累計期間	132,298	16,193	21,522	126,969
うち資金運用収益	当第2四半期連結累計期間	199,520	24,096	37,014	186,602
うち資金調達費用	当第2四半期連結累計期間	67,221	7,903	15,491	59,632
役務取引等収支	当第2四半期連結累計期間	86,396	8,163	△2,891	97,451
うち役務取引等収益	当第2四半期連結累計期間	139,414	9,743	20,336	128,822
うち役務取引等費用	当第2四半期連結累計期間	53,018	1,580	23,228	31,370
特定取引収支	当第2四半期連結累計期間	3,311	△160	82	3,068
うち特定取引収益	当第2四半期連結累計期間	3,553	△193	82	3,276
うち特定取引費用	当第2四半期連結累計期間	242	△33	—	208
その他業務収支	当第2四半期連結累計期間	86,017	△2,257	349	83,411
うちその他業務収益	当第2四半期連結累計期間	240,967	1,998	514	242,451
うちその他業務費用	当第2四半期連結累計期間	154,949	4,255	165	159,039

- (注) 1. 「国内業務」とは、信託銀行連結子会社（中央三井信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社の3社をいう。以下同じ）の円建取引並びに旧中央三井トラスト・ホールディングス株式会社及びその他の国内連結子会社に係る取引であります。また、「国際業務」とは信託銀行連結子会社の外貨建取引及び海外連結子会社に係る取引であります。ただし、信託銀行連結子会社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 「国内」とは、当社、信託銀行連結子会社（海外店を除く。）及び国内に本店を有する連結子会社（以下「国内連結子会社」という。）であります。「海外」とは、信託銀行連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社（以下「海外連結子会社」という。）であります。
3. 国内・海外別の相殺消去額は、連結会社相互間の内部取引相殺消去額を表示しております。国内・国際別の相殺消去額は信託銀行連結子会社の国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借取引並びに連結会社相互間の内部取引金額であります。
4. 当第2四半期連結累計期間の国内・海外別収支における資金調達費用は、金銭の信託見合費用46百万円を控除しております。

国内・海外別役務取引の状況

役務取引等収益は1,288億円、役務取引等費用は313億円となりました。

業務部門別にみますと、国内の役務取引等収益は1,394億円(うち信託関連業務は413億円)、役務取引等費用は530億円となりました。

海外の役務取引等収益は97億円、役務取引等費用は15億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	54,495	713	12,015	43,193
うち信託関連業務	前第2四半期連結累計期間	25,544	—	2,710	22,834
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	3,964	101	396	3,670
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	413	70	—	484
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	6,974	528	1,739	5,764
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	7,362	0	—	7,362
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	171	—	—	171
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	4,121	12	1,643	2,491
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	13,574	980	4,005	10,549
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	169	145	—	315

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	当第2四半期連結累計期間	139,414	9,743	20,336	128,822
うち信託関連業務	当第2四半期連結累計期間	41,370	—	1,883	39,486
うち預金・貸出業務	当第2四半期連結累計期間	11,370	580	681	11,269
うち為替業務	当第2四半期連結累計期間	971	61	97	935
うち証券関連業務	当第2四半期連結累計期間	23,379	249	8,952	14,676
うち代理業務	当第2四半期連結累計期間	10,748	4,518	1,300	13,966
うち保護預り・貸金庫業務	当第2四半期連結累計期間	177	—	—	177
うち保証業務	当第2四半期連結累計期間	7,032	47	2,504	4,574
役務取引等費用	当第2四半期連結累計期間	53,018	1,580	23,228	31,370
うち為替業務	当第2四半期連結累計期間	662	4	71	596

- (注) 1. 「国内業務」とは、信託銀行連結子会社の円建取引並びに旧中央三井トラスト・ホールディングス株式会社及びその他の国内連結子会社に係る取引であります。また、「国際業務」とは信託銀行連結子会社の外貨建取引及び海外連結子会社に係る取引であります。ただし、信託銀行連結子会社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 「国内」とは、当社、信託銀行連結子会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、信託銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 国内・海外別の相殺消去額は、連結会社相互間の内部取引相殺消去額を表示しております。国内・国際別の相殺消去額は信託銀行連結子会社の国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借取引並びに連結会社相互間の内部取引金額であります。

国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は32億円(うち特定金融派生商品収益28億円)となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	81	1,413	—	1,494
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結累計期間	4	—	—	4
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結累計期間	—	1,413	—	1,413
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結累計期間	76	—	—	76
特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	—	40	—	40
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結累計期間	—	40	—	40
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結累計期間	—	—	—	—

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	当第2四半期連結累計期間	3,553	△193	82	3,276
うち商品有価証券収益	当第2四半期連結累計期間	97	—	—	97
うち特定取引有価証券収益	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	当第2四半期連結累計期間	3,081	△193	—	2,887
うちその他の特定取引収益	当第2四半期連結累計期間	374	—	82	291
特定取引費用	当第2四半期連結累計期間	242	△33	—	208
うち商品有価証券費用	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	当第2四半期連結累計期間	242	△33	—	208
うち特定金融派生商品費用	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—

- (注) 1. 「国内業務」とは、信託銀行連結子会社の円建取引並びに旧中央三井トラスト・ホールディングス株式会社及びその他の国内連結子会社に係る取引であります。また、「国際業務」とは信託銀行連結子会社の外貨建取引及び海外連結子会社に係る取引であります。ただし、信託銀行連結子会社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 「国内」とは、当社、信託銀行連結子会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、信託銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 国内・海外別の相殺消去額は、連結会社相互間の内部取引相殺消去額を表示しております。国内・国際別の相殺消去額は信託銀行連結子会社の国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借取引並びに連結会社相互間の内部取引金額であります。
4. 特定取引収益及び費用は国内・海外、国内・国際の合計で内訳科目ごとの収益と費用を相殺した純額を収益又は費用に計上しております。

国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	8,959,829	15,274	42,645	8,932,458
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,319,135	—	23,718	1,295,417
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	7,609,799	—	18,262	7,591,537
うちその他	前第2四半期連結会計期間	30,894	15,274	665	45,503
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	323,170	—	52,000	271,170
総合計	前第2四半期連結会計期間	9,282,999	15,274	94,645	9,203,628

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	当第2四半期連結会計期間	21,398,624	938,110	145,674	22,191,060
うち流動性預金	当第2四半期連結会計期間	3,878,124	48,348	106,299	3,820,173
うち定期性預金	当第2四半期連結会計期間	17,035,916	889,749	15,851	17,909,815
うちその他	当第2四半期連結会計期間	484,583	12	23,523	461,071
譲渡性預金	当第2四半期連結会計期間	2,093,342	673,228	86,800	2,679,771
総合計	当第2四半期連結会計期間	23,491,967	1,611,339	232,474	24,870,832

- (注) 1. 「国内業務」とは、信託銀行連結子会社の円建取引並びにその他の国内連結子会社に係る取引であります。また、「国際業務」とは信託銀行連結子会社の外貨建取引及び海外連結子会社に係る取引であります。ただし、信託銀行連結子会社の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 「国内」とは、信託銀行連結子会社（海外店を除く。）及び国内連結子会社であります。「海外」とは、信託銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 相殺消去額は、連結会社相互間の内部取引金額であります。
4. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
5. 定期性預金＝定期預金

国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	8,863,367	100.00
製造業	906,317	10.22
農業, 林業	338	0.00
漁業	3	0.00
鉱業, 採石業, 砂利採取業	739	0.01
建設業	73,449	0.83
電気・ガス・熱供給・水道業	182,970	2.06
情報通信業	35,033	0.40
運輸業, 郵便業	554,568	6.26
卸売業, 小売業	458,114	5.17
金融業, 保険業	1,654,397	18.67
不動産業, 物品賃貸業	1,437,482	16.22
地方公共団体	10,934	0.12
その他	3,549,017	40.04
特別国際金融取引勘定分	4,576	100.00
政府等	2,361	51.61
金融機関	—	—
その他	2,214	48.39
合計	8,867,944	—

業種別	当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	19,167,984	100.00
製造業	2,634,474	13.74
農業, 林業	2,842	0.01
漁業	7,502	0.04
鉱業, 採石業, 砂利採取業	18,790	0.10
建設業	162,749	0.85
電気・ガス・熱供給・水道業	636,684	3.32
情報通信業	273,290	1.43
運輸業, 郵便業	1,301,204	6.79
卸売業, 小売業	1,282,408	6.69
金融業, 保険業	2,946,205	15.37
不動産業	2,894,520	15.10
物品賃貸業	604,266	3.15
地方公共団体	100,851	0.53
その他	6,302,193	32.88
海外及び特別国際金融取引勘定分	1,425,141	100.00
政府等	3,020	0.21
金融機関	79,518	5.58
その他	1,342,602	94.21
合計	20,593,126	—

(注) 「国内」とは、信託銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であります。「海外」とは、信託銀行連結子会社の海外店及びその他の海外連結子会社であります。なお、前第2四半期連結会計期間の計数については、「国内」と「特別国際金融取引勘定分」に区分のうえ開示しております。

(2) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

前中間連結会計期間及び前連結会計年度の合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結子会社ごとの信託財産額を単純合算しております。

(合算対象の連結子会社)

中央三井信託銀行株式会社

中央三井アセット信託銀行株式会社

また、当中間連結会計期間の合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結子会社ごとの信託財産額を単純合算の上、資産管理を目的として連結子会社間で再信託を行っている金額を控除しております。

(合算対象の連結子会社)

中央三井信託銀行株式会社

中央三井アセット信託銀行株式会社

住友信託銀行株式会社

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産				
科目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	231,858	0.60	543,903	0.32
有価証券	80,477	0.21	76,478,673	44.95
投資信託有価証券	—	—	23,051,383	13.55
投資信託外国投資	—	—	17,507,490	10.29
信託受益権	30,598,538	79.62	76,502	0.04
受託有価証券	120	0.00	20,303,010	11.93
金銭債権	1,417,076	3.69	12,169,761	7.15
有形固定資産	5,029,793	13.09	9,318,870	5.48
無形固定資産	31,047	0.08	66,917	0.04
その他債権	37,047	0.10	2,847,282	1.67
コールローン	—	—	3,495,066	2.05
銀行勘定貸	801,657	2.08	2,016,429	1.19
現金預け金	204,436	0.53	2,272,200	1.34
合計	38,432,054	100.00	170,147,491	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)		当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	9,082,635	23.63	24,848,055	14.60
年金信託	6,995,575	18.20	12,725,454	7.48
財産形成給付信託	13,339	0.04	22,057	0.01
貸付信託	228,260	0.59	180,418	0.11
投資信託	12,494,552	32.51	38,716,523	22.76
金銭信託以外の金銭の信託	339,469	0.88	3,919,547	2.30
有価証券の信託	1,385,581	3.61	20,168,729	11.85
金銭債権の信託	1,435,954	3.74	9,607,098	5.65
土地及びその定着物の信託	76,231	0.20	118,626	0.07
包括信託	6,380,413	16.60	59,840,939	35.17
その他の信託	40	0.00	40	0.00
合計	38,432,054	100.00	170,147,491	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 信託受益権において資産管理を目的として再信託を行っている金額

前連結会計年度 30,583,808百万円

当中間連結会計期間 一百万円

3. 共同信託他社管理財産

前連結会計年度 3,078,158百万円

当中間連結会計期間 1,544,463百万円

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)	貸出金残高 (百万円)	構成比(%)
製造業	5,395	2.20	8,882	1.63
建設業	20	0.01	115	0.02
電気・ガス・熱供給・水道業	24	0.01	158	0.03
情報通信業	5,079	2.07	13	0.00
運輸業, 郵便業	4,880	1.99	13,561	2.49
卸売業, 小売業	3,718	1.51	6,020	1.11
金融業, 保険業	63,200	25.72	177,830	32.70
不動産業	202	0.08	25,848	4.75
物品賃貸業	—	—	18,300	3.36
地方公共団体	—	—	905	0.17
その他	163,167	66.41	292,268	53.74
合計	245,687	100.00	543,903	100.00

③ 元本補てん契約のある信託の運用/受入状況

科目	前連結会計年度 (平成23年3月31日)			当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
貸出金	222,715	—	222,715	371,348	—	371,348
有価証券	—	482	482	48	480	529
その他	660,770	229,125	889,895	920,523	181,275	1,101,798
資産計	883,485	229,607	1,113,093	1,291,920	181,755	1,473,676
元本	883,457	226,456	1,109,914	1,290,790	179,079	1,469,870
債権償却準備金	33	—	33	270	—	270
特別留保金	—	1,377	1,377	—	1,203	1,203
その他	△5	1,774	1,768	859	1,472	2,332
負債計	883,485	229,607	1,113,093	1,291,920	181,755	1,473,676

(注) 1. 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2. リスク管理債権の状況

(前連結会計年度)

貸出金222,715百万円のうち、破綻先債権額は13百万円、延滞債権額は153百万円、貸出条件緩和債権額は7,844百万円であります。また、これらの債権額の合計額は8,011百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権はありません。

(当中間連結会計期間)

貸出金371,348百万円のうち、破綻先債権額は13百万円、延滞債権額は44,718百万円、貸出条件緩和債権額は463百万円であります。また、これらの債権額の合計額は45,195百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権はありません。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	0
危険債権	1	447
要管理債権	83	5
正常債権	2,318	3,262

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

平成23年4月1日の経営統合により、新しく誕生した「三井住友トラスト・グループ」は、目指す企業グループ像を明確にするため、次のとおり経営理念（ミッション）、目指す姿（ビジョン）を定めております。

① 経営理念（ミッション）

- ・ 高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまにとってトータルなソリューションを迅速に提供してまいります。
- ・ 信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を實踐し、社会からの揺るぎない信頼を確立してまいります。
- ・ 信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出し、株主の期待に応えてまいります。
- ・ 個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供してまいります。

② 目指す姿（ビジョン）－「The Trust Bank」の実現を目指して－

当グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出する、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、グローバルに飛躍してまいります。

(基本戦略について)

経営統合により目指す姿（ビジョン）「The Trust Bank」を実現すべく、新信託銀行グループの強みを活かし、メガバンクグループとは一線を画した事業モデルを構築してまいります。

・ 最高水準の商品・サービスによるトータル・ソリューションの提供

両グループが各事業分野で長年にわたり培ってきた高度な専門性と総合力を活かし、お客さまのニーズに最高水準の商品・サービスによるトータルなソリューションを提供します。

・ 戦略分野への重点資源配分とシナジーの追求

経営統合により拡充される経営資源を、新信託銀行グループが競争力を有し、成長性や各事業間での相乗効果が期待できる戦略分野に対し重点的に配分することで、収益力を強化し安定的・持続的な成長を実現します。

・ 財務の健全性と資本の効率性の両立

質・量ともに充実した自己資本を確保し健全な財務基盤を維持するとともに、信託機能を活かしたフィージビリティの強化を通じて資本効率性の向上を目指します。

今後はガバナンス態勢の確立・定着を図り、平成24年4月1日を目処とした銀行子会社の合併準備に着手に取り組むとともに、以下の重点取り組み方針に基づき、新グループの確固たるステイタス確立に向け総力を結集して取り組んでまいります。

① 「フィービジネス・基礎収益力の強化」と「新たな成長の糧の発掘」の両立

戦略分野と位置付ける投信・保険等販売業務、資産運用・管理事業、不動産事業等のフィービジネスを積極的に推進し、市場開拓・シェア拡大に取り組むとともに、個人ローンや法人与信等の推進を通じてバランスのとれた貸出ポートフォリオを構築し、グループ全体の基礎収益力を強化してまいります。

さらに新たな成長の糧として、アジアを中心とするグローバルな事業展開、新規顧客基盤の開拓に取り組むとともに、次なる収益の柱となる新規ビジネスの発掘と確立を推進し、新グループの持続的成長を可能とする中期的成長戦略の検討も進めてまいります。

なお、収益力拡大に向けた施策を遂行する一方で、堅確な事務・システム体制の構築・運営に十分留意してまいります。

② 統合効果の早期実現

中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行、住友信託銀行が足並みを揃えて活動し、グループ内の協働活動を積極的に展開してまいります。

各銀行子会社が、(i)機能や商品・サービスの相互提供による収益シナジーの実現、(ii)ディスシナジーの回避、(iii)コストシナジーの追求に取り組んでまいります。

併せて、協働施策の推進・ノウハウの早期融合・統合作業の円滑化に向けた人材交流も積極的に推進してまいります。

③ 生産性・効率性の追求とコスト削減

各銀行子会社を中心に、新グループ全体で各業務の生産性・効率性を検証し、コスト削減の追求を徹底してまいります。

また、グループ内の投信委託会社である日興アセットマネジメント株式会社においては、平成23年11月16日付で、株式会社東京証券取引所における上場申請が承認され、平成23年12月15日を上場予定日としております。なお、上場後においても、同社を三井住友トラスト・グループにおける重要な戦略的パートナーとして、相互の企業価値の更なる向上を目指します。

(公的資金について)

当社は公的資金として株式会社整理回収機構に普通株式500,875千株(残高2,003億5千万円[発行額ベース])を保有していただいております。

公的資金については、公的資金の早期処分の方針を踏まえ、経営の健全性の維持及び市場への悪影響の回避に十分留意しつつ、市場売却等の方法により、出来るだけ早期に完済する方針とし、関係当局と協議を進めてまいります。

(4) 従業員数

① 連結会社の状況

当社は、平成23年4月1日付で当社を株式交換完全親会社、住友信託銀行株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。これに伴い、当第2四半期連結累計期間において、住友信託銀行株式会社及びその連結子会社の10,527人〔臨時従業員数（平均人員）2,555人を除く。〕、その他の940人〔臨時従業員数（平均人員）289人を除く。〕が増加しております。

なお、従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員（住友信託銀行株式会社及びその連結子会社で2,523人、その他で286人）を含んでおりません。

② 提出会社の状況

当第2四半期累計期間において、49人増加しております。

なお、従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。また、嘱託及び臨時従業員（3人）を含んでおりません。

(5) 主要な設備

① 新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第2四半期連結累計期間に著しい変動があった設備は、次のとおりであります。

a 当第2四半期連結累計期間において、住友信託銀行株式会社及びその連結子会社の以下の設備が当社グループの主要な設備となりました。

(平成23年9月30日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメント の名称	設備の 内容	土地		建物	リース 資産	その他 の有形 固定 資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)					
国内連結 子会社	住友信託銀行 株式会社	本店	大阪市 中央区	住友信託 銀行	店舗 事務所	—	—	623	—	282	905	425
		東京本部ビル 他1出張所	東京都 千代田区他	住友信託 銀行	店舗 事務所	2,490	42,027	78	3	1,181	43,290	2,492
		札幌支店 他1支店	北海道東北 地区	住友信託 銀行	店舗	—	—	63	—	57	120	110
		東京営業部 他18支店 7出張所	関東甲信越 地区	住友信託 銀行	店舗	1,022	1,920	1,959	—	2,441	6,321	846
		名古屋支店 他3支店	東海北陸 地区	住友信託 銀行	店舗	—	—	215	—	167	382	252
		梅田支店 他16支店 4出張所	近畿地区	住友信託 銀行	店舗	2,655 (560)	1,177	2,478	—	755	4,411	982
		広島支店 他4支店	中国四国 地区	住友信託 銀行	店舗	1,747 (472)	105	323	—	400	830	242
		福岡支店 他2支店	九州地区	住友信託 銀行	店舗	—	—	206	—	88	295	176
		ニューヨーク 支店	北米地区	住友信託 銀行	店舗	—	—	119	—	87	207	138
		ロンドン 支店	欧州地区	住友信託 銀行	店舗	—	—	145	0	67	213	100
		シンガポール 支店他1支店	アジア地区	住友信託 銀行	店舗	—	—	61	—	42	103	173
		大阪事務 センター	大阪府 豊中市	住友信託 銀行	事務 センター	9,192	5,974	2,090	58	743	8,867	9
		東京事務 センター	東京都 府中市	住友信託 銀行	事務 センター	22,532	9,418	11,553	29	1,790	22,792	41
		伊丹 グラウンド	兵庫県 伊丹市	住友信託 銀行	厚生施設	5,850	1,059	5	—	0	1,064	—
		社宅・寮	兵庫県 尼崎市他	住友信託 銀行	社宅・寮	32,809 (69)	8,803	1,471	—	17	10,292	—
その他施設	東京都 府中市他	住友信託 銀行	その他	5,850 (35)	2,548	2,770	—	102	5,421	20		
	住信振興 株式会社 他19社	本社他	大阪市 中央区他	住友信託 銀行	店舗 事務所等	27,294 (3,808)	6,443	3,839	66	1,218	11,567	4,038
海外連結 子会社	Sumitomo Trust and Banking Co. (U. S. A.) 他34社	本社他	北米 地区他	住友信託 銀行	店舗 事務所等	—	—	291	0	286	579	483

- (注) 1. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は、建物を含めて13,473百万円であります。
2. 住友信託銀行株式会社の店舗外現金自動設備5カ所、海外駐在員事務所4カ所は上記に含めて記載しております。
3. 上記には、住友信託銀行株式会社の連結子会社以外に貸与している土地・建物が含まれており、その主な内容は次のとおりであります。
- 関東甲信越地区 土地・建物 513百万円(年間賃貸料)
- 近畿地区 土地・建物 194百万円(年間賃貸料)
4. 上記の他、ソフトウェア資産37,553百万円を所有しております。
5. 当第2四半期連結累計期間中に完成した主要な設備は次のとおりであります。

会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	敷地面積(m ²)	建物延面積(m ²)	完了年月
住友信託銀行株式会社	渋谷支店 二子玉川コンサルティング オフィス	東京都 世田谷区	住友信託 銀行	店舗	—	697.84	平成23年4月
住友信託銀行株式会社	阿倍野橋支店	大阪市 阿倍野区	住友信託 銀行	店舗	556.47	1,317.40	平成23年4月

6. 当第2四半期連結累計期間中に次の主要な設備を除却しており、その内容は以下のとおりであります。

会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	除却時期	前期末帳簿価額(百万円)
住友信託銀行株式会社	梅田支店 甲子園出張所	兵庫県 西宮市	住友信託 銀行	店舗	平成23年7月	0

- b 当第2四半期連結累計期間において、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の以下の設備が当社グループの主要な設備となりました。

(平成23年9月30日現在)

	会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	土地		建物	リース資産	その他の有形固定資産	合計	従業員数(人)
						面積(m ²)	帳簿価額(百万円)					
国内連結子会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	本社他	東京都中央区他	その他	店舗事務所等	—	—	651	206	461	1,319	911

- (注) 上記の他、ソフトウェア資産23,378百万円を所有しております。

② 前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第2四半期連結累計期間に著しい変更があったものは、次のとおりであります。

a 住友信託銀行株式会社では、当第2四半期連結会計期間末において、以下の重要な設備の新設、除却等を計画しております。

(a) 新設、改修等

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
住友信託銀行 株式会社	東京ビル (注2)	東京都 千代田区	新設	住友信託 銀行	店舗 事務所	39,000	18,630	自己資金	平成21年1月	平成24年1月
	大阪事務 センター	大阪府 豊中市	改修	住友信託 銀行	事務所	841	737	自己資金	平成21年7月	平成24年1月
	東京事務 センター	東京都 府中市	改修	住友信託 銀行	事務所	1,049	—	自己資金	平成23年10月	平成24年8月
	梅田支店 西宮コン サルティ ングオフ イス	兵庫県 西宮市	移転	住友信託 銀行	店舗	431	—	自己資金	平成23年11月	平成23年12月
	事務機器	—	改修 その他	住友信託 銀行	(注3)	864	—	自己資金	平成23年10月	平成24年3月
	ソフト ウェア	—	改修 その他	住友信託 銀行	ソフト ウェア	7,084	—	自己資金	平成23年10月	平成24年3月
	その他	—	改修 その他	住友信託 銀行	(注3)	999	—	自己資金	平成23年10月	平成24年3月

- (注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税等を含んでおりません。
2. 隣接するビルの敷地と一体で、共同開発により東京ビルの建て替えを計画しております。
3. 「事務機器」及び「その他」の主なもの、各々店舗設備の改修及び機器の新設・更新等であります。

b 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社では、当第2四半期連結会計期間末において、以下の重要な設備の新設等を計画しております。

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
日本トラスティ ・サービス信託 銀行株式会社	ソフト ウェア	—	新設	その他	ソフト ウェア	14,148	1,815	自己資金	平成21年10月	平成26年4月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税等を含んでおりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,500,000,000
第五種優先株式	100,000,000
第六種優先株式	100,000,000
第1回第七種優先株式	200,000,000 (注1)
第2回第七種優先株式	200,000,000 (注1)
第3回第七種優先株式	200,000,000 (注1)
第4回第七種優先株式	200,000,000 (注1)
第1回第八種優先株式	100,000,000 (注2)
第2回第八種優先株式	100,000,000 (注2)
第3回第八種優先株式	100,000,000 (注2)
第4回第八種優先株式	100,000,000 (注2)
第1回第九種優先株式	100,000,000 (注3)
第2回第九種優先株式	100,000,000 (注3)
第3回第九種優先株式	100,000,000 (注3)
第4回第九種優先株式	100,000,000 (注3)
計	9,100,000,000

- (注) 1. 第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。
2. 第1回ないし第4回第八種優先株式の発行可能株式総数は併せて100,000,000株を超えないものとする。
3. 第1回ないし第4回第九種優先株式の発行可能株式総数は併せて100,000,000株を超えないものとする。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,153,486,408	同左	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。 なお、単元株式数は1,000株 であります。 (注1)
第1回第七種 優先株式	109,000,000	同左	—	単元株式数は1,000株であり ます。 (注2, 3)
計	4,262,486,408	4,262,486,408	—	—

(注) 1. 議決権を有しております。

2. 第1回第七種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

- ①当社は、当会社定款第52条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）または本優先株式の登録株式質権者（以下「本優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき42円30銭の剰余金（以下「本優先配当金」という。）を金銭で配当する。ただし、当該配当の基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、(2)に定める本優先中間配当金の全部または一部および(3)に定める本優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。
- ②ある事業年度において本優先株主または本優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が本優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては本優先配当金の額を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、当会社定款第53条に定める中間配当を行うときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき21円15銭の金銭（以下「本優先中間配当金」という。）を支払う。ただし、当該中間配当の基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、(3)に定める本優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。

(3) 優先臨時配当金

当社は、当会社定款第52条第2項に定める剰余金の配当を行うときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき経過期間相当額（当該配当の基準日（以下「本臨時配当基準日」という。）の属する事業年度の初日（同日を含む。）から本臨時配当基準日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に本優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいう。）の金銭（以下「本優先臨時配当金」という。）を支払う。ただし、本臨時配当基準日前に、当該基準日が属する事業年度中に設けられた基準日より、本優先中間配当金の全部または一部および別の本優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときはその額を控除した額とする。

(4) 残余財産の分配

- ①当社の残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。
- ②前号に定めるほか、本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては残余財産の分配はしない。

(5) 優先株式の併合または分割、募集株式の割当て等

- ①当社は、法令に定める場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- ②当社は、本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利および募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当ておよび新株予約権無償割当てを行わない。

(6) 本優先株式の金銭を対価とする取得条項

- ①当社は、本優先株式については、平成26年10月1日以降の日であって、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）に、1株につき1,000円に経過配当相当額（取得日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から取得日の前日（同日を含む。）までの日数を365で除した数に本優先配当金の額を乗じて計算される額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）をいい、当該事業年度中に、取得日の前日（同日を含む。）までに設けられた基準日より、本優先中間配当金の全部または一部および本優先臨時配当金の全部または一部を支払ったときは、その額を控除した額とする。）を加算した

価額に相当する金銭の交付と引換えに、その一部または全部を取得することができる。

②前号に基づき本優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

(7) 議決権

本優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は(1)①の定めによる本優先配当金（以下本項において同じ。）を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、本優先配当金を受ける旨の決議ある時までは議決権を有する。

(8) 優先順位

本優先配当金、本優先中間配当金、本優先臨時配当金および本優先株式の残余財産の支払順位は、当会社の発行する他の種類の優先株式（当会社定款第6条に定める優先株式をいう。）と同順位とする。

(9) 配当の除斥期間

配当財産は、その交付開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその交付義務を免れる。

3. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。また、資金調達を柔軟かつ機動的に行うため、優先株式は定款の定めに基づき、議決権について普通株式と差異があります。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。

決議年月日	平成23年6月29日
新株予約権の数(個)	286(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	286,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり400
新株予約権の行使期間	平成25年7月26日～平成33年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1株当たり462 資本組入額 1株当たり231
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注2)

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

(1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式1,000株とする。

(3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以下総称して「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「組織再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年9月30日	—	4,153,486 (普通株式) 109,000 (優先株式)	—	261,608,725	—	702,933,722

(6) 【大株主の状況】

① 所有株式数別（普通株式）

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構整理回収銀行口	東京都中野区本町2丁目46番1号	500,875	12.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	227,945	5.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	202,834	4.88
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジット レシート ホルダーズ (常任代理人 住友信託銀行株式会社市場事務部)	ONE WALL STREET, 9TH FLOOR, NEW YORK, NY 10286 USA (東京都千代田区丸の内1丁目9番2号)	89,252	2.14
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT — TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	82,052	1.97
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16番13号)	69,344	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	56,740	1.36
ガバメント オブ シンガポール インベストメント コーポ レーション ピー リミテッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE 068912 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	50,067	1.20
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イツ クライアント メロン オムニバ ス ユーエス ペンション (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4丁目16番13号)	47,382	1.14
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	41,712	1.00
計	—	1,368,206	32.94

② 所有株式数別（第1回第七種優先株式）

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
住友商事株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	15,000	13.76
住友不動産株式会社	東京都新宿区西新宿二丁目4番1号	14,000	12.84
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目1番1号	5,000	4.58
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目2番1号	5,000	4.58
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	5,000	4.58
住友化学株式会社	東京都中央区新川二丁目27番1号	5,000	4.58
出光興産株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号	5,000	4.58
東洋製罐株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目3番1号	5,000	4.58
東京急行電鉄株式会社	東京都渋谷区南平台町5番6号	5,000	4.58
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山二丁目5番1号	5,000	4.58
京王電鉄株式会社	東京都新宿区新宿三丁目1番24号	5,000	4.58
住友金属鉱山株式会社	東京都港区新橋五丁目11番3号	5,000	4.58
日本電気株式会社	東京都港区芝五丁目7番1号	5,000	4.58
丸紅株式会社	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	5,000	4.58
計	—	89,000	81.65

③ 所有議決権数別

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社整理回収機構整理回収銀行口	東京都中野区本町2丁目46番1号	500,875	12.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	227,945	5.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	202,834	4.91
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジット レシート ホルダーズ (常任代理人 住友信託銀行株式会社市場事務部)	ONE WALL STREET, 9TH FLOOR, NEW YORK, NY 10286 USA (東京都千代田区丸の内1丁目9番2号)	89,252	2.16
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT — TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000 AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	82,052	1.98
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エス エル オムニバス アカ ウント (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区月島4丁目16番13号)	69,344	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	56,740	1.37
ガバメント オブ シンガポール インベストメント コーポ レーション ピー リミテッド (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	168 ROBINSON ROAD #37-01 CAPITAL TOWER SINGAPORE 068912 (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	50,067	1.21
メロン バンク エヌエー アズ エージェント フォー イツ クライアント メロン オムニバ ス ユーエス ペンション (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA 02108 (東京都中央区月島4丁目16番13号)	47,382	1.14
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	41,712	1.01
計	—	1,368,203	33.14

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回第七種優先株式 109,000,000	—	「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 733,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,127,599,000	4,127,599	同上
単元未満株式	普通株式 25,154,408	—	同上
発行済株式総数	4,262,486,408	—	—
総株主の議決権	—	4,127,599	—

(注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構の株式が7千株含まれております。

また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が7個含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式379株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号	733,000	—	733,000	0.01
計	—	733,000	—	733,000	0.01

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
4. 当社は、平成23年4月1日付で当社を株式交換完全親会社、住友信託銀行株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。当該株式交換は企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、住友信託銀行株式会社が取得企業となるため、当社の連結上の資産・負債を時価評価した上で、住友信託銀行株式会社の連結貸借対照表に引き継いでおります。そのため、当社の前連結会計年度の連結財務諸表と当中間連結財務諸表の間には連続性がなくなっております。
5. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人 トーマツ及び有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前連結会計年度及び前事業年度 有限責任監査法人 トーマツ

当中間連結会計期間及び当中間会計期間 有限責任監査法人 トーマツ及び有限責任 あずさ監査法人

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
現金預け金	502,160	2,214,793
コールローン及び買入手形	6,936	289,856
買現先勘定	—	51,574
債券貸借取引支払保証金	9,378	7,764
買入金銭債権	99,921	483,836
特定取引資産	36,568	※8 666,536
金銭の信託	2,065	24,256
有価証券	※1, ※2, ※8, ※14 3,710,513	※1, ※2, ※8, ※14 7,569,596
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 8,864,266	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 20,593,126
外国為替	12,259	6,656
リース債権及びリース投資資産	—	※8 565,193
その他資産	※8 393,956	※8 1,470,991
有形固定資産	※10, ※11 123,584	※10, ※11 240,020
無形固定資産	56,994	208,025
繰延税金資産	143,055	278,854
支払承諾見返	317,098	660,480
貸倒引当金	△47,690	△150,660
資産の部合計	14,231,070	35,180,904
負債の部		
預金	※8 9,292,002	※8 22,191,060
譲渡性預金	327,020	2,679,771
コールマネー及び売渡手形	351,956	361,325
売現先勘定	—	※8 140,533
債券貸借取引受入担保金	※8 1,161,653	※8 648,420
特定取引負債	7,716	179,664
借入金	※8, ※12 678,983	※8, ※12 1,598,469
外国為替	—	70
短期社債	—	331,660
社債	※13 267,247	※13 949,527
信託勘定借	801,657	2,016,429
その他負債	156,055	1,090,524
賞与引当金	3,133	11,409
役員賞与引当金	—	102
退職給付引当金	2,859	14,720
役員退職慰労引当金	253	184
睡眠預金払戻損失引当金	—	6,316
偶発損失引当金	15,335	17,705
移転関連費用引当金	—	9,090
繰延税金負債	3,967	3,544
再評価に係る繰延税金負債	—	※10 5,124
支払承諾	317,098	660,480
負債の部合計	13,386,939	32,916,138

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
資本金	261,608	261,608
資本剰余金	—	859,497
利益剰余金	406,002	679,162
自己株式	△282	△111
株主資本合計	667,328	1,800,158
その他有価証券評価差額金	4,408	△20,090
繰延ヘッジ損益	3,406	△7,240
土地再評価差額金	※10 △16,537	※10 △5,560
為替換算調整勘定	△2,129	△14,548
その他の包括利益累計額合計	△10,851	△47,439
新株予約権	—	1
少数株主持分	187,653	512,046
純資産の部合計	844,130	2,264,766
負債及び純資産の部合計	14,231,070	35,180,904

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
経常収益	179,238	623,302
信託報酬	23,372	50,040
資金運用収益	81,042	186,602
(うち貸出金利息)	54,658	122,530
(うち有価証券利息配当金)	23,616	57,438
役務取引等収益	43,193	128,822
特定取引収益	1,494	3,276
その他業務収益	23,567	242,451
その他経常収益	※1 6,567	※1 12,109
経常費用	129,133	468,005
資金調達費用	30,752	59,679
(うち預金利息)	21,038	37,193
役務取引等費用	10,549	31,370
特定取引費用	40	208
その他業務費用	4,852	159,039
営業経費	69,713	190,390
その他経常費用	※2 13,224	※2 27,315
経常利益	50,104	155,296
特別利益	7,503	46,340
固定資産処分益	13	279
負ののれん発生益	—	※3 46,061
貸倒引当金戻入益	5,815	
償却債権取立益	1,675	
特別損失	2,774	7,213
固定資産処分損	161	289
減損損失	—	4,131
統合関連費用	2,132	
その他の特別損失	481	※4 2,792
税金等調整前中間純利益	54,833	194,423
法人税、住民税及び事業税	3,621	20,389
法人税等調整額	15,175	35,011
法人税等合計	18,796	55,400
少数株主損益調整前中間純利益	36,037	139,022
少数株主利益	3,965	10,913
中間純利益	32,071	128,109

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	139,022
その他の包括利益	△45,075
その他有価証券評価差額金	△26,303
繰延ヘッジ損益	△14,119
為替換算調整勘定	△1,635
持分法適用会社に対する持分相当額	△3,016
中間包括利益	93,946
親会社株主に係る中間包括利益	83,388
少数株主に係る中間包括利益	10,557

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	261,608	342,037
当中間期変動額		
株式交換による増加	—	△80,428
当中間期変動額合計	—	△80,428
当中間期末残高	261,608	261,608
資本剰余金		
当期首残高	—	297,051
当中間期変動額		
剰余金の配当	—	△6,632
株式交換による増加	—	569,542
自己株式の処分	—	18
自己株式の消却	—	△482
当中間期変動額合計	—	562,446
当中間期末残高	—	859,497
利益剰余金		
当期首残高	377,619	565,908
当中間期変動額		
剰余金の配当	△13,264	△15,701
中間純利益	32,071	128,109
自己株式の処分	△1	—
土地再評価差額金の取崩	—	846
当中間期変動額合計	18,805	113,254
当中間期末残高	396,425	679,162
自己株式		
当期首残高	△270	△482
当中間期変動額		
自己株式の取得	△5	△126
自己株式の処分	3	15
自己株式の消却	—	482
当中間期変動額合計	△2	371
当中間期末残高	△272	△111

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本合計		
当期首残高	638,957	1,204,514
当中間期変動額		
剰余金の配当	△13,264	△22,333
中間純利益	32,071	128,109
株式交換による増加	—	489,114
自己株式の取得	△5	△126
自己株式の処分	1	34
土地再評価差額金の取崩	—	846
当中間期変動額合計	18,803	595,643
当中間期末残高	657,761	1,800,158
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	35,002	6,064
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△17,251	△26,155
当中間期変動額合計	△17,251	△26,155
当中間期末残高	17,750	△20,090
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	2,705	9,650
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	2,100	△16,890
当中間期変動額合計	2,100	△16,890
当中間期末残高	4,805	△7,240
土地再評価差額金		
当期首残高	△15,532	△4,714
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	—	△846
当中間期変動額合計	—	△846
当中間期末残高	△15,532	△5,560
為替換算調整勘定		
当期首残高	△1,738	△12,873
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△264	△1,674
当中間期変動額合計	△264	△1,674
当中間期末残高	△2,002	△14,548

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	20,436	△1,872
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△15,415	△45,566
当中間期変動額合計	△15,415	△45,566
当中間期末残高	5,021	△47,439
新株予約権		
当期首残高	—	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	—	1
当中間期変動額合計	—	1
当中間期末残高	—	1
少数株主持分		
当期首残高	187,161	304,454
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	172	207,592
当中間期変動額合計	172	207,592
当中間期末残高	187,333	512,046
純資産合計		
当期首残高	846,556	1,507,095
当中間期変動額		
剰余金の配当	△13,264	△22,333
中間純利益	32,071	128,109
株式交換による増加	—	489,114
自己株式の取得	△5	△126
自己株式の処分	1	34
土地再評価差額金の取崩	—	846
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△15,243	162,026
当中間期変動額合計	3,559	757,670
当中間期末残高	850,115	2,264,766

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	54,833	194,423
減価償却費	5,638	18,287
減損損失	—	4,131
のれん償却額	1,180	4,449
負ののれん発生益	—	△46,061
持分法による投資損益 (△は益)	△258	△1,928
貸倒引当金の増減 (△)	△6,671	△12,258
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△19	△1,708
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	△214
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	89	△1,868
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△411	△89
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	—	△93
偶発損失引当金の増減 (△)	1,208	△1,241
移転関連費用引当金の増減額 (△は減少)	—	3,470
資金運用収益	△81,042	△186,602
資金調達費用	30,752	59,679
有価証券関係損益 (△)	△17,365	△58,119
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△60	△438
為替差損益 (△は益)	53,459	163,800
固定資産処分損益 (△は益)	148	10
特定取引資産の純増 (△) 減	3,848	△44,678
特定取引負債の純増減 (△)	626	69,621
貸出金の純増 (△) 減	74,004	100,244
預金の純増減 (△)	172,540	535,313
譲渡性預金の純増減 (△)	△56,020	130,641
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△771,372	△259,777
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	7,620	△840,339
コールローン等の純増 (△) 減	6,172	△1
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	△10,417	1,613
コールマネー等の純増減 (△)	△31,668	△490,513
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△64,429	△672,031
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	50	11,261
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△21	40
短期社債 (負債) の純増減 (△)	—	△76,948
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	—	49,182
普通社債発行及び償還による増減 (△)	—	8,962
信託勘定借の純増減 (△)	△122,356	△258,224
資金運用による収入	87,770	210,448
資金調達による支出	△29,175	△78,058
その他	13,536	71,034
小計	△677,808	△1,394,577
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△4,957	△27,943
営業活動によるキャッシュ・フロー	△682,765	△1,422,520

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△5,357,472	△6,449,785
有価証券の売却による収入	5,828,572	6,246,731
有価証券の償還による収入	209,437	1,494,671
金銭の信託の減少による収入	57	—
有形固定資産の取得による支出	△2,349	△14,679
有形固定資産の売却による収入	160	332
無形固定資産の取得による支出	△3,593	△14,440
無形固定資産の売却による収入	189	162
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	4,339
子会社株式の取得による支出	—	△1,530
投資活動によるキャッシュ・フロー	675,001	1,265,801
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	5,000	—
劣後特約付借入金の返済による支出	△5,000	—
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	—	42,779
少数株主からの払込みによる収入	—	723
配当金の支払額	△13,264	△22,332
少数株主への配当金の支払額	△3,744	△9,526
自己株式の取得による支出	△5	△126
自己株式の売却による収入	1	34
財務活動によるキャッシュ・フロー	△17,012	11,552
現金及び現金同等物に係る換算差額	△259	△1,829
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△25,036	△146,996
現金及び現金同等物の期首残高	237,851	※ ² 346,030
株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	※ ³ 465,221
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	—	※ ³ 314,342
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ ¹ 212,815	※ ¹ 978,597

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

当社は、平成23年4月1日付で当社を株式交換完全親会社、住友信託銀行株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。当該株式交換は企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、住友信託銀行株式会社が取得企業となるため、当社の連結上の資産・負債を時価評価した上で、住友信託銀行株式会社の連結貸借対照表に引き継いでおります。そのため、当社の前連結会計年度の連結財務諸表と当中間連結財務諸表との間には連続性が無くなっております。

上記より、当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しておりますが、比較情報として旧中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の前中間連結会計期間、前連結会計年度に関する事項を記載しております。

1. 連結の範囲に関する事項

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>(1) 連結子会社 25社 主要な会社名 中央三井信託銀行株式会社 中央三井アセット信託銀行株式会社 中央三井アセットマネジメント株式会社 中央三井キャピタル株式会社 MTH Preferred Capital 1 (Cayman) Limited MTH Preferred Capital 3 (Cayman) Limited MTH Preferred Capital 4 (Cayman) Limited MTH Preferred Capital 5 (Cayman) Limited CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited CMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limited</p>	<p>(1) 連結子会社 25社 主要な会社名 中央三井信託銀行株式会社 中央三井アセット信託銀行株式会社 中央三井アセットマネジメント株式会社 中央三井キャピタル株式会社 MTH Preferred Capital 1 (Cayman) Limited MTH Preferred Capital 3 (Cayman) Limited MTH Preferred Capital 4 (Cayman) Limited MTH Preferred Capital 5 (Cayman) Limited CMTH Preferred Capital 6 (Cayman) Limited CMTH Preferred Capital 7 (Cayman) Limited</p>	<p>(1) 連結子会社 80社 主要な会社名 中央三井信託銀行株式会社 中央三井アセット信託銀行株式会社 住友信託銀行株式会社 (連結の範囲の変更) 当社と住友信託銀行株式会社との株式交換により、住友信託銀行株式会社及びその連結子会社51社を、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。なお、持分法適用関連会社であった日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、当該株式交換に伴って議決権の所有割合が上昇したことにより、当中間連結会計期間から持分法適用の範囲から除外して連結の範囲に含めております。 また、DBS Asset Management Ltdほか3社は株式取得により、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。 なお、Chuo Mitsui Investments, Inc. 及びChuo Mitsui Investments Singapore Pte.Ltd. は清算により、当中間連結会計期間から連結の範囲から除外してあります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 中央三井クリエイト株式会社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 中央三井クリエイト株式会社 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 中央三井クリエイト株式会社 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> <p>なお、ハミングバード株式会社ほか41社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者等であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。</p>

2. 持分法の適用に関する事項

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 4社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 日本トラスティ情報システム株 式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 中央三井クリエイト株式会社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 3社 主要な会社名 日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 なお、日本トラスティ情報シ ステム株式会社は、日本トラ スティ・サービス信託銀行株式 会社と合併したことにより持分 法の対象から除いております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 中央三井クリエイト株式会社</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 14社 主要な会社名 日本株主データサービス株式 会社 住信SBIネット銀行株式会 社 ビジネスネクスト株式会社 (持分法適用の範囲の変更) 当社と住友信託銀行株式会 社の株式交換により、住友信託銀行 株式会社の持分法適用関連会 社である住信SBIネット銀行株式 会社ほか9社を、当中間連結会 計期間から持分法適用の範囲 に含めております。なお、持 分法適用関連会社であった日 本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社は、当該株式交換 に伴って議決権の所有割合が 上昇したことにより、当中間 連結会計期間から持分法適用 の範囲から除外してあります。</p> <p>また、Singapore Consortium Investment Management Limited ほか1社は株式取得により、中 間連結会計期間から持分法適 用の範囲に含めてあります。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 及び関連会社 主要な会社名 中央三井クリエイト株式会社 持分法非適用の非連結子会社 及び関連会社は、中間純損益 (持分に見合う額)、利益剰余金 (持分に見合う額)及び繰延ヘ ッジ損益(持分に見合う額)等 からみて、持分法の対象から 除いても中間連結財務諸表に 重要な影響を与えないため、 持分法適用の範囲から除外し てあります。</p> <p>なお、ハミングバード株式会 社ほか41社は、匿名組合方式 による賃貸事業を行う営業者 等であり、その資産及び損益 は実質的に当該子会社に帰属 しないものであるため、中間 連結財務諸表規則第7条第1 項第2号により持分法適用の 範囲から除外してあります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度から「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号平成20年3月10日)を適用しております。</p> <p>この変更による損益への影響はありません。</p>	<p>—————</p>

3. 連結子会社の（中間）決算日等に関する事項

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)																										
<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="231 338 470 432"> <tr> <td>7月24日</td> <td>6社</td> </tr> <tr> <td>6月末日</td> <td>4社</td> </tr> <tr> <td>9月末日</td> <td>15社</td> </tr> </table> <p>(2) 7月24日を中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、子会社6社については、当中間連結会計期間より中間決算日を1月24日から7月24日に変更しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	7月24日	6社	6月末日	4社	9月末日	15社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="665 338 904 432"> <tr> <td>1月24日</td> <td>6社</td> </tr> <tr> <td>12月末日</td> <td>4社</td> </tr> <tr> <td>3月末日</td> <td>15社</td> </tr> </table> <p>(2) 1月24日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	1月24日	6社	12月末日	4社	3月末日	15社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="1094 338 1334 560"> <tr> <td>10月末日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>3月末日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>5月末日</td> <td>1社</td> </tr> <tr> <td>6月末日</td> <td>15社</td> </tr> <tr> <td>7月24日</td> <td>6社</td> </tr> <tr> <td>7月末日</td> <td>4社</td> </tr> <tr> <td>9月末日</td> <td>52社</td> </tr> </table> <p>(2) 10月末日を中間決算日とする子会社については、7月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、3月末日を中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、5月末日を中間決算日とする子会社については、8月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、6月末日を中間決算日とする子会社のうち2社については、1社は8月末日現在、1社は9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、7月24日を中間決算日とする子会社については、9月末日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	10月末日	1社	3月末日	1社	5月末日	1社	6月末日	15社	7月24日	6社	7月末日	4社	9月末日	52社
7月24日	6社																											
6月末日	4社																											
9月末日	15社																											
1月24日	6社																											
12月末日	4社																											
3月末日	15社																											
10月末日	1社																											
3月末日	1社																											
5月末日	1社																											
6月末日	15社																											
7月24日	6社																											
7月末日	4社																											
9月末日	52社																											

4. 会計処理基準に関する事項

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年 4月1日 至 平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日)
<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(2)(イ)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託受益証券については連結決算期末日前1ヵ月の市場価格の平均等、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(2)(イ)と同じ方法により行っております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式以外の時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。</p>
<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 信託銀行連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10年～50年 その他 3年～8年 また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。 当社及びその他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 信託銀行連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 10年～50年 その他 3年～8年 また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。 当社及びその他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く。) 信託銀行連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 3年～60年 その他 2年～20年 当社及びその他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く。) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。 のれんについては、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては発生年度に全額償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引当てております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は28,200百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>また、上記の他、東日本大震災における影響について合理的に見積った上で必要と認められる額を計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は22,345百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部又はリスク統括部が査定方法等の適正性を監査し、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>また、上記の他、東日本大震災における影響について合理的に見積った上で必要と認められる額を計上しております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は79,074百万円であります。</p>
<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。</p>	<p>(6) 賞与引当金の計上基準</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>
<p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>(7) 役員賞与引当金の計上基準</p> <p>一部の連結子会社の役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用97,412百万円は、「その他資産」に含めて表示しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年～9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。なお、前払年金費用95,318百万円は、「その他資産」に含めて表示しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(8年～9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>	<p>(8) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前払年金費用142,392百万円は、「その他資産」に含めて表示しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p>

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>_____</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社において、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 当社及び一部の連結子会社は、役員及び執行役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員及び執行役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を「役員退職慰労引当金」として計上していましたが、役員及び執行役員に対する退職慰労金制度を廃止し、退職慰労金を打ち切り支給することとしました。</p> <p>これに伴い、「役員退職慰労引当金」のうち打ち切り支給額分1,059百万円を取り崩し、「その他負債」に含めて表示しております。</p>	<p>(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社において、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>	<p>(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、信託銀行連結子会社において一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>(11)偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して、将来偶発的に発生する可能性のある損失に備えるため、以下の引当金等について当該損失を事象毎に合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。</p> <p><預金払戻損失引当金> 一定の条件を満たしたことにより負債計上を中止した預金について、預金払戻損失引当金を計上しております。</p> <p><補償請求権損失引当金> 土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積り、補償請求権損失引当金を計上しております。</p>	<p>(11)偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して、将来偶発的に発生する可能性のある損失に備えるため、以下の引当金等について当該損失を事象毎に合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。</p> <p><預金払戻損失引当金> 一定の条件を満たしたことにより負債計上を中止した預金について、預金払戻損失引当金を計上しております。</p> <p><補償請求権損失引当金> 土地信託事業の状況により、将来、受託者として債務の立替等の負担が生じ、それにより取得する補償請求権が毀損する可能性が高い場合に、当該損失を合理的に見積り、補償請求権損失引当金を計上しております。</p>	<p>(11)偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信託取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>(12)移転関連費用引当金の計上基準 移転関連費用引当金は、東京地区拠点ビルの統廃合及び共同開発等に伴い発生する損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。</p>
<p>(13)外貨建資産・負債の換算基準 信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債については、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(13)外貨建資産・負債の換算基準 信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債については、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(13)外貨建資産・負債の換算基準 信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>(14)リース取引の処理方法</p> <p>国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(14)リース取引の処理方法</p> <p>国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(14)リース取引の処理方法</p> <p>(借手側)</p> <p>国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。</p>
<p>(15)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>	<p>(15)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。</p>	<p>(15)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間ごとにグルーピングのうえ特定し評価しております。</p> <p>また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は949百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は71百万円(同前)であります。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)
<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>信託銀行連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジ及び繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>信託銀行連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジ及び繰延ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>信託銀行連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)連結会社間取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、個別取引ごとの繰延ヘッジあるいは時価ヘッジを行っております。</p> <p>その他の連結子会社のヘッジ会計の方法は、個別取引ごとの繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
—————	(16)のれんの償却方法及び償却期間 のれんについては、その個別案件毎に判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。但し、重要性の乏しいものについては発生年度に全額償却しております。	—————
(17)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」(信託銀行連結子会社は現金及び日本銀行への預け金)であります。	(17)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」(信託銀行連結子会社は現金及び日本銀行への預け金)であります。	(17)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」(信託業務を営む連結子会社は現金及び日本銀行への預け金)であります。
(18)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(18)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当連結会計年度の費用に計上しております。	(18)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、当中間連結会計期間の費用に計上しております。

【追加情報】

当中間連結会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

当社は、平成23年4月1日付で当社を株式交換完全親会社、住友信託銀行株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。当該株式交換は企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、住友信託銀行株式会社が取得企業となるため、当社の連結上の資産・負債を時価評価した上で、住友信託銀行株式会社の連結貸借対照表に引き継いでおります。そのため、当社の前連結会計年度の連結財務諸表と当中間連結財務諸表との間には連続性が無くなっております。

上記より、当中間連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しておりますが、比較情報として旧中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の前中間連結会計期間、前連結会計年度に関する事項を記載しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式20,317百万円及び出資金112,795百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券で当連結会計年度末に所有しているものは、9,383百万円であります。これらは売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当連結会計年度末においては当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は11,195百万円、延滞債権額は52,814百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は43百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は33,487百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は97,541百万円であります。 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式32,815百万円及び出資金124,091百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券で当中間連結会計期間末に所有しているものは、6,432百万円であります。これらは売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券ですが、当中間連結会計期間末においては当該処分をせずにすべて所有しております。</p> <p>※3. 貸出金のうち、破綻先債権額は20,098百万円、延滞債権額は126,027百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は263百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は87,293百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は233,683百万円あります。 なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)																														
<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,035百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>1,765,965百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>527,615百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>69百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>6,475百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>1,161,653百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>585,330百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として有価証券691,706百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は8,794百万円であります。</p>	有価証券	1,765,965百万円	貸出金	527,615百万円	その他資産	69百万円	預金	6,475百万円	債券貸借取引受入担保金	1,161,653百万円	借入金	585,330百万円	<p>※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,498百万円であります。</p> <p>※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>特定取引資産</td> <td>127,973百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>2,000,915百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td>1,056,843百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td>18,998百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>634百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>41,675百万円</td> </tr> <tr> <td>売現先勘定</td> <td>140,533百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td>648,420百万円</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>797,500百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,789,555百万円及びその他資産172百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,175百万円、保証金は26,663百万円、デリバティブ取引の差入担保金は100,794百万円であります。</p>	特定取引資産	127,973百万円	有価証券	2,000,915百万円	貸出金	1,056,843百万円	リース債権及びリース投資資産	18,998百万円	その他資産	634百万円	預金	41,675百万円	売現先勘定	140,533百万円	債券貸借取引受入担保金	648,420百万円	借入金	797,500百万円
有価証券	1,765,965百万円																														
貸出金	527,615百万円																														
その他資産	69百万円																														
預金	6,475百万円																														
債券貸借取引受入担保金	1,161,653百万円																														
借入金	585,330百万円																														
特定取引資産	127,973百万円																														
有価証券	2,000,915百万円																														
貸出金	1,056,843百万円																														
リース債権及びリース投資資産	18,998百万円																														
その他資産	634百万円																														
預金	41,675百万円																														
売現先勘定	140,533百万円																														
債券貸借取引受入担保金	648,420百万円																														
借入金	797,500百万円																														
<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は2,659,342百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが2,507,273百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は10,733,773百万円であります。このうち原契約が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが9,002,465百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>																														

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
<p>※10. 中央三井信託銀行株式会社が三井信託銀行株式会社から継承した土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格及び同条第3号に定める当該事業用の土地の課税台帳に登録されている価格に基づいて、合理的な調整(時点修正、地域格差及び個別格差の補正)を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,625百万円</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 90,225百万円</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金92,500百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債は、永久劣後特約付社債94,247百万円及び劣後特約付社債173,000百万円であります。</p> <p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は138,578百万円であります。</p> <p>15. 信託銀行連結子会社の受託する信託のうち、元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託883,457百万円、貸付信託226,456百万円であります。</p>	<p>※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、住友信託銀行株式会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成11年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。</p> <p>※11. 有形固定資産の減価償却累計額 114,307百万円</p> <p>※12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金220,723百万円が含まれております。</p> <p>※13. 社債には、劣後特約付社債885,426百万円が含まれております。</p> <p>※14. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は244,932百万円であります。</p> <p>15. 信託銀行連結子会社の受託する信託のうち、元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,290,790百万円、貸付信託179,079百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
<p>※1. その他経常収益には、株式等売却益3,526百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常費用には、貸出金償却1,735百万円、株式等売却損281百万円及び株式等償却1,419百万円を含んでおります。</p> <p>—————</p> <p>—————</p>	<p>※1. その他経常収益には、持分法投資利益1,928百万円、株式等売却益1,444百万円を含んでおります。</p> <p>※2. その他経常費用には、株式等償却10,393百万円、移転関連費用引当金繰入額3,470百万円を含んでおります。</p> <p>※3. 負ののれん発生益には、当社と住友信託銀行株式会社との株式交換による企業結合を実施したことにより発生した43,431百万円のほかに、少数株主から追加取得した一部の連結子会社株式の取得原価と、対応する少数株主持分減少額との差額を含んでおります。</p> <p>※4. その他の特別損失は、統合関連費用であります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,658,426	—	—	1,658,426	
自己株式					
普通株式	366	17	4	378	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増減は、単元未満株式の買取りによる増加及び単元未満株式の処分による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	13,264	8.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年11月12日 取締役会	普通株式	6,632	利益剰余金	4.00	平成22年9月30日	平成22年12月3日

II 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,658,426	2,495,060	—	4,153,486	(注) 1
第1回第七種 優先株式	—	109,000	—	109,000	(注) 2
合計	1,658,426	2,604,060	—	4,262,486	
自己株式					
普通株式	411	444	123	733	(注) 3, 4

- (注) 1. 普通株式の発行済株式数の増加2,495,060千株は、平成23年4月1日に行われた住友信託銀行株式会社普通株式との株式交換に伴う新規発行による増加であります。
2. 第1回第七種優先株式の発行済株式数の増加109,000千株は、平成23年4月1日に行われた住友信託銀行株式会社第1回第二種優先株式との株式交換に伴う新規発行による増加であります。
3. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加440千株、及び平成23年4月1日付で実施した住友信託銀行株式会社との間の株式交換に伴う端数株式の買取による増加4千株であります。
4. 普通株式の自己株式数の減少123千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当中間連結会計 期間末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	1

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

以下の配当金の金額は、旧中央三井トラスト・ホールディングス株式会社の平成23年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主に対して支払われております。

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,632	4.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日

当社は、平成23年4月1日付で当社を株式交換完全親会社、住友信託銀行株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。以下の配当金の金額は、住友信託銀行株式会社の定時株主総会において決議された金額であり、住友信託銀行株式会社より、同社の平成23年3月31日の最終の株主名簿に記載された株主に対して支払われております。

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	13,396	8.00	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	第1回第二種 優先株式	2,305	21.15	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

以下の配当金の金額は、当社の平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主に対して支払われます。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年11月14日 取締役会	普通株式	16,611	利益剰余金	4.00	平成23年9月30日	平成23年12月2日
	第1回第七種 優先株式	2,305	利益剰余金	21.15	平成23年9月30日	平成23年12月2日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日)																														
<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年 9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">229,583百万円</td> </tr> <tr> <td>信託銀行連結子会社の預け金 (日本銀行への預け金を除く)</td> <td style="text-align: right;">△16,768百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">212,815百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	229,583百万円	信託銀行連結子会社の預け金 (日本銀行への預け金を除く)	△16,768百万円	現金及び現金同等物	212,815百万円	<p>※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成23年 9月30日現在</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,214,793百万円</td> </tr> <tr> <td>信託業務を営む連結子会社の預け金 (日本銀行への預け金を除く。)</td> <td style="text-align: right;">△1,236,196百万円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">978,597百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 企業結合(逆取得)に関する情報</p> <p>当社は、平成23年 4月 1日付で当社を株式交換完全親会社、住友信託銀行株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施いたしました。当該株式交換は企業結合会計上の逆取得に該当し、当社が被取得企業、住友信託銀行株式会社を取得企業となるため、当社の連結上の資産・負債を時価評価した上で、住友信託銀行株式会社の連結貸借対照表に引き継いでおります。なお、「現金及び現金同等物の期首残高」は住友信託銀行株式会社の連結期首残高を記載しております。そのため、当社の現金及び現金同等物の前期末残高と当中間連結会計期間の現金及び現金同等物の期首残高との間には連続性がなくなっております。</p> <p>※3. 重要な非資金取引の内容</p> <p>(1) 当社を被取得企業とし住友信託銀行株式会社を取得企業とした株式交換の結果、時価評価後の当社の資産及び負債を引き継いでおります。引き継いだ資産及び負債の主な内訳は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">資産の額</td> <td style="width: 15%;">資産合計</td> <td style="width: 15%;">14,158,131百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち貸出金</td> <td style="text-align: right;">8,855,145百万円</td> </tr> <tr> <td>負債の額</td> <td>負債合計</td> <td style="text-align: right;">13,437,699百万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>うち預金</td> <td style="text-align: right;">9,326,751百万円</td> </tr> </table> <p>なお、当社の現金及び現金同等物の前期末残高465,221百万円は「株式交換に伴う現金及び現金同等物の増加額」として表示しております。</p> <p>(2) 持分法適用関連会社であった日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、当該株式交換に伴って議決権の所有割合が上昇したことにより、当中間連結会計期間から持分法適用の範囲から除外して連結の範囲に含めております。連結の範囲に含めたことに伴い増加した資産及び負債の金額は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">資産の額</td> <td style="width: 15%;">資産合計</td> <td style="width: 15%;">1,177,842百万円</td> </tr> <tr> <td>負債の額</td> <td>負債合計</td> <td style="text-align: right;">1,120,127百万円</td> </tr> </table> <p>なお、連結の範囲に含めたことに伴い増加した現金及び現金同等物の金額は「連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額」に含めて表示しております。</p>	現金預け金勘定	2,214,793百万円	信託業務を営む連結子会社の預け金 (日本銀行への預け金を除く。)	△1,236,196百万円	現金及び現金同等物	978,597百万円	資産の額	資産合計	14,158,131百万円		うち貸出金	8,855,145百万円	負債の額	負債合計	13,437,699百万円		うち預金	9,326,751百万円	資産の額	資産合計	1,177,842百万円	負債の額	負債合計	1,120,127百万円
現金預け金勘定	229,583百万円																														
信託銀行連結子会社の預け金 (日本銀行への預け金を除く)	△16,768百万円																														
現金及び現金同等物	212,815百万円																														
現金預け金勘定	2,214,793百万円																														
信託業務を営む連結子会社の預け金 (日本銀行への預け金を除く。)	△1,236,196百万円																														
現金及び現金同等物	978,597百万円																														
資産の額	資産合計	14,158,131百万円																													
	うち貸出金	8,855,145百万円																													
負債の額	負債合計	13,437,699百万円																													
	うち預金	9,326,751百万円																													
資産の額	資産合計	1,177,842百万円																													
負債の額	負債合計	1,120,127百万円																													

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

前連結会計年度(平成23年3月31日)

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

主として事務機械であります。

②リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	13	11	—	1
無形固定資産	—	—	—	—
合計	13	11	—	1

当中間連結会計期間(平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間連結会計期間末残高相当額
有形固定資産	8	7	—	0
無形固定資産	—	—	—	—
合計	8	7	—	0

②未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	1	0
1年超	0	0
合計	2	1

③リース資産減損勘定期末残高

該当ありません。

④支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
支払リース料	4	0
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	3	0
支払利息相当額	0	0
減損損失	—	—

⑤減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑥利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	309	3,974
1年超	137	3,142
合計	447	7,116

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1年内	—	40,779
1年超	—	69,714
合計	—	110,493

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	502,160	502,160	—
(2) コールローン及び買入手形	6,936	6,936	—
(3) 債券貸借取引支払保証金	9,378	9,378	—
(4) 買入金銭債権(*1)	99,842	100,413	571
(5) 特定取引資産			
売買目的有価証券	24,273	24,273	—
(6) 金銭の信託	2,065	2,065	—
(7) 有価証券			
満期保有目的の債券	248,572	248,433	△138
その他有価証券	3,217,371	3,217,371	—
(8) 貸出金	8,864,266		
貸倒引当金(*1)	△46,731		
	8,817,534	8,875,778	58,243
資産計	12,928,135	12,986,810	58,675
(1) 預金	9,292,002	9,326,751	34,748
(2) 譲渡性預金	327,020	327,020	—
(3) コールマネー及び売渡手形	351,956	351,956	—
(4) 債券貸借取引受入担保金	1,161,653	1,161,653	—
(5) 借入金	678,983	682,810	3,827
(6) 社債	267,247	272,476	5,229
(7) 信託勘定借	801,657	801,657	—
負債計	12,880,520	12,924,325	43,805
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	5,318	5,318	—
ヘッジ会計が適用されているもの	8,080	8,080	—
デリバティブ取引計	13,399	13,399	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、及び(3) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は取得原価と近似していることから、当該取得原価を時価としております。

(4) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、貸付債権信託の受益権証書についてはブローカーの価格によっております。それ以外の債権については約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は取得原価と近似していることから、当該取得原価を時価としております。

(5) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、日本証券業協会の公表する価格等によっております。

(6) 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券については、ブローカーの価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「（金銭の信託関係）」に記載しております。

(7) 有価証券

有価証券のうち、株式については取引所の価格により、債券については、私募債は内部格付・期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスクを勘案した利率で割り引いた価額等により、それ以外の債券は日本証券業協会の公表する価格又はブローカーの価格等によっております。投資信託受益証券については、証券投資信託委託会社の公表する基準価格等によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(8) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は取得原価と近似していることから、当該取得原価を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスクを勘案した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は取得原価と近似していることから、当該取得原価を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における取得原価から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は取得原価と近似しているものと想定されるため、取得原価を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、期間等に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定した現在価値によっております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のもの及び変動金利によるものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

譲渡性預金は、すべて預入期間が短期間（1年以内）のものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、及び(4) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金の時価は、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定した現在価値によっております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のもの等は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 社債

社債については、日本証券業協会の公表する価格等のほか、市場価格がない場合には社債の元利金の合計額を同様の発行において想定される利率で割り引いて算定した現在価値によっております。

(7) 信託勘定借

信託勘定借は、連結決算日に要求された場合の返済額（帳簿価額）を時価とみなしております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(7) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*3)	88,332
出資証券(*3)	20,404
外国証券	2,719
合計	111,456

(*1)上記金融商品については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)子会社株式及び関連会社株式は、上記に含めておりません。

(*3)当連結会計年度において、非上場株式について299百万円、出資証券について155百万円減損処理を行っております。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

平成23年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照）。

（単位：百万円）

	中間連結 貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金(*1)	2,214,724	2,214,724	—
(2) コールローン及び買入手形	289,856	289,856	—
(3) 買現先勘定	51,574	51,574	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	7,764	7,764	—
(5) 買入金銭債権(*1)	454,825	455,514	689
(6) 特定取引資産			
売買目的有価証券	340,173	340,173	—
(7) 金銭の信託	12,256	12,256	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	597,660	633,588	35,927
その他有価証券	6,630,362	6,630,362	—
(9) 貸出金	20,593,126		
貸倒引当金(*2)	△113,908		
	20,479,217	20,621,795	142,578
(10) 外国為替	6,656	6,656	—
(11) リース債権及びリース投資資産(*1)	556,143	566,040	9,896
資産計	31,641,216	31,830,307	189,091
(1) 預金	22,191,060	22,216,564	25,503
(2) 譲渡性預金	2,679,771	2,679,771	—
(3) コールマネー及び売渡手形	361,325	361,325	—
(4) 売現先勘定	140,533	140,533	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	648,420	648,420	—
(6) 借入金	1,598,469	1,609,067	10,597
(7) 外国為替	70	70	—
(8) 短期社債	331,660	331,660	—
(9) 社債	949,527	964,988	15,460
(10) 信託勘定借	2,016,429	2,016,429	—
負債計	30,917,269	30,968,832	51,562
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	133,578	133,578	—
ヘッジ会計が適用されているもの	135,606	135,606	—
デリバティブ取引計	269,184	269,184	—

(*1) 現金預け金、買入金銭債権、リース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

- (1) 現金預け金、(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、(4) 債券貸借取引支払保証金、及び
(10) 外国為替

これらの取引のうち、期限のない取引については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、期限のある取引については、約定期間が短期間(1年以内)であるものが大宗を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

- (5) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、業界団体の公表する価格又は取引金融機関・ブローカーから提示された価格のあるものについては、当該価格を時価としております。上記以外のものについては、原則として、内部格付、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

- (6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としております。短期社債は、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。

- (7) 金銭の信託

金銭の信託において信託財産を構成している有価証券については、取引所の価格、又はブローカーから提示された価格を時価としております。なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

- (8) 有価証券

株式については取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関・ブローカーから提示された価格を時価としております。投資信託については、公表されている基準価格を時価としております。自行保証付私募債等については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。

変動利付国債の時価については、合理的に算定された価額をもって時価としております。当該合理的に算定された価額は、当社から独立した第三者の価格提供者により提示されたものであり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等に価格決定変数である国債の利回り及びスワップションのボラティリティ等を投入することにより算定されております。

海外クレジット投資関連の資産担保証券の一部については、合理的に算定された価額をもって時価としております。対象となる有価証券は、海外の住宅ローン債権担保証券、クレジットカード債権担保証券等の一部であり、これらの商品にかかる経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは割引現在価値、価格決定変数はデフォルト率、回収率、期限前償還率及び割引率等であります。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は「(有価証券関係)」に記載しております。

- (9) 貸出金

貸出金については、貸出条件、内部格付、期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しておりますが、貸出金の特性や、実行後の貸出先の信用状態から時価が帳簿価額と近似していると認められる変動金利貸出については、当該帳簿価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるた

め、当該帳簿価額を時価としております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(11) リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

固定金利定期預金については、商品ごとに区分し、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、原則として、預入期間が短期間(1年以内)のもの及び変動金利によるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、(7) 外国為替、(8) 短期社債、及び(10) 信託勘定借

これらの取引のうち、期限のない取引については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、期限のある取引については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金については、将来のキャッシュ・フローを同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、連結子会社の借入金のうち、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似しているとみなし、当該帳簿価額を時価としております。

(9) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債のうち、市場価格のあるものについては、当該価格を時価としております。上記以外のものについては、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	中間連結貸借対照表計上額
有価証券	184,666
非上場株式(*3)	131,434
組合出資金	41,092
その他(*3)	12,139
合計	184,666

(*1)上記金融商品については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)子会社株式及び関連会社株式等は、上記に含めておりません。

(*3)当中間連結会計期間において、非上場株式について201百万円、その他について366百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

- ※1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。
- ※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	135	136	0
	社債	22,405	22,676	270
	その他	176,263	177,276	1,012
	小計	198,805	200,090	1,284
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	その他	98,422	97,491	△931
合計		297,227	297,581	353

2. その他有価証券(平成23年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	291,768	199,113	92,655
	債券	293,892	288,558	5,333
	国債	154,977	152,281	2,696
	地方債	154	149	4
	社債	138,760	136,127	2,632
	その他	311,210	306,970	4,239
	小計	896,871	794,642	102,228
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	195,033	249,473	△54,439
	債券	1,336,512	1,354,833	△18,321
	国債	1,203,241	1,220,246	△17,005
	社債	133,270	134,586	△1,315
	その他	806,728	839,486	△32,757
	小計	2,338,275	2,443,794	△105,518
合計		3,235,147	3,238,437	△3,289

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、6,336百万円(うち、株式6,237百万円、社債99百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて30%以上下落

上記自己査定基準に該当する正常先のうち、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した銘柄については、個別に時価の回復可能性を判定し、取得原価まで回復する可能性があるとして認められる場合を除き、減損処理を実施しております。それ以外の場合は全て、取得原価まで回復する見込みがないと判断し、減損処理を実施しております。

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とはそれと同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社、正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注意先以外の発行会社であります。

II 当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の債券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	国債	174,901	182,967	8,066
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	7,227	7,254	27
	その他	285,952	317,704	31,752
	外国債券	236,945	268,227	31,282
	その他	49,006	49,476	470
	小計	468,080	507,926	39,845
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	14,913	14,892	△21
	その他	166,472	163,045	△3,427
	外国債券	163,672	160,246	△3,426
	その他	2,800	2,799	△0
	小計	181,386	177,937	△3,448
合計	649,467	685,864	36,397	

2. その他有価証券(平成23年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	323,063	254,437	68,626
	債券	3,360,519	3,315,389	45,129
	国債	2,845,857	2,806,390	39,466
	地方債	11,642	11,463	179
	短期社債	—	—	—
	社債	503,019	497,535	5,483
	その他	862,653	815,684	46,969
	外国株式	467	122	345
	外国債券	679,509	648,929	30,580
	その他	182,675	166,632	16,043
	小計	4,546,236	4,385,511	160,725
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	515,448	638,745	△123,296
	債券	1,093,386	1,095,719	△2,333
	国債	793,811	794,004	△193
	地方債	2,563	2,573	△10
	短期社債	—	—	—
	社債	297,011	299,141	△2,130
	その他	668,105	687,869	△19,763
	外国株式	—	—	—
	外国債券	409,682	416,226	△6,543
	その他	258,423	271,643	△13,219
	小計	2,276,940	2,422,334	△145,393
合計	6,823,177	6,807,845	15,331	

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式10,154百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合であります。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

I 前連結会計年度

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	2,065	1,700	364	364	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

II 当中間連結会計期間

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	14,187	14,014	172	172	—

(注)「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前連結会計年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△3,968
その他有価証券	△4,333
その他の金銭の信託	364
(+)繰延税金資産	8,191
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,222
(△)少数株主持分相当額	△150
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	35
その他有価証券評価差額金	4,408

- (注) 1. 当連結会計年度における時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。
2. 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額 △1,028百万円が含まれておりません。

II 当中間連結会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△31,726
その他有価証券	△31,900
その他の金銭の信託	172
(+)繰延税金資産	12,542
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△19,183
(△)少数株主持分相当額	746
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△160
その他有価証券評価差額金	△20,090

- (注) 1. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。
2. 組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額816百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。
3. 保有目的を変更した有価証券に関して変更時に生じた評価差額の当中間連結会計期間末における未償却残高については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

I 前連結会計年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	6,411,695	5,625,450	127,940	127,940
	受取変動・支払固定	6,399,587	5,580,007	△123,069	△123,069
	受取変動・支払変動	32,200	32,200	2,644	2,644
	金利スワップション				
	売建	80,400	52,150	△1,763	454
	買建	103,524	61,459	2,200	1,502
	その他				
売建	56,747	20,974	△58	7	
買建	96,229	60,974	57	△2	
	合計	—	—	7,951	9,476

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	41,575	41,575	78	78
	為替予約				
	売建	1,565,752	9,759	△28,998	△28,998
	買建	1,627,638	30,826	26,666	26,666
	合計	—	—	△2,253	△2,253

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	13,962	—	7	7
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	7	7

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	5,000	5,000	△386	△386
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△386	△386

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額は、クレジット・デフォルト・スワップ市場価格の価格推移時系列比較、同種商品間比較等の分析を踏まえ、理論値モデルに基づいて算定しております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引（平成23年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	有価証券	100,000	100,000	3,173
	受取変動・支払固定	有価証券	100,000	100,000	△4,160
	受取固定・支払変動	借入金	17,500	15,000	266
	受取固定・支払変動	社債	108,147	108,147	8,766
	合計	—	—	—	8,046

(注) 1. 金融商品会計に関する実務指針に基づき、個別の繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引（平成23年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	先物為替予約				
	買建	社債	2,844	2,183	△39
	合計	—	—	—	△39

(注) 1. 金融商品会計に関する実務指針に基づき、個別の繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引（平成23年3月31日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引（平成23年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	債券店頭オプション				
	売建	有価証券	490,000	—	△99
	買建	有価証券	490,000	—	173
	合計	—	—	—	74

(注) 時価の算定

金融情報ベンダーが提供する価格やオプション価格計算モデル等により算定しております。

II 当中間連結会計期間

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	5,126,521	606,598	△6,197	△6,197
	買建	5,548,434	588,124	4,721	4,721
	金利オプション				
	売建	1,417,473	17,636	△452	70
	買建	1,317,144	13,802	452	△80
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	107,525,515	80,746,864	2,833,149	2,833,149
	受取変動・支払固定	103,091,078	77,850,483	△2,702,203	△2,702,203
	受取変動・支払変動	4,034,567	3,175,847	6,203	6,203
	金利オプション				
	売建	4,980,368	4,742,698	△143,654	△76,664
	買建	4,083,090	3,898,590	131,714	44,076
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	123,733	103,076

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	1,219,612	812,124	2,379	2,379
	為替予約				
	売建	4,269,328	531,644	194,167	194,167
	買建	4,248,934	675,952	△193,589	△193,589
	通貨オプション				
	売建	3,317,183	1,827,291	△172,476	23,272
	買建	3,115,986	1,716,526	180,581	△13,378
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	11,062	12,852

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物				
	売建	18,890	—	300	300
	買建	13,309	—	△516	△516
	株式指数オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ				
	株価指数変化率受取・短期変動金利支払	52,584	52,584	△7,594	△7,594
	短期変動金利受取・株価指数変化率支払	52,584	52,584	7,594	7,594
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△215	△215

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	291,460	—	△323	△323
	買建	230,316	—	△88	△88
	債券先物オプション				
	売建	20,704	—	△43	33
買建	11,502	—	39	△3	
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△415	△382

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	5,000	—	△586	△586
	買建	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	△586	△586

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やクレジットデフォルトスワップの市場価格の価格推移時系列比較、同種商品間の価格比較等の分析を踏まえた理論値モデルに基づいて算定された価額によっております。

3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他 有価証券(債券)、預金、社債等の有利息の 金融資産・負債			
	受取固定・支払変動		868,272	598,795	19,464
	受取変動・支払固定		959,201	872,865	△56,256
	金利先物				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他				
売建	—	—	—		
買建	—	—	—		
金利スワップの特例処理	金利スワップ	借入金			(注) 3
	受取固定・支払変動		462	462	
	受取変動・支払固定		4,067	4,067	
	合計	—	—	—	△36,792

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ 為替予約	外貨建の貸出金、 有価証券、社債等	744,171	267,217	172,482
	売建		46,183	—	△153
	買建		3,278	1,859	△144
	その他				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	合計	—	—	—	172,184

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	債券店頭オプション	有価証券			
	売建		400,000	—	△10
	買建		400,000	—	224
	合計	—	—	—	213

(注) 時価の算定
オプション価格計算モデル等により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 1百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

当社

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員 22名 中央三井信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 19名 中央三井アセット信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 7名 住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 24名 上記の合計 72名
株式の種類別のストック・オプションの付与数 (注)	普通株式 286,000株
付与日	平成23年7月26日
権利確定条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
対象勤務期間	平成23年7月26日から 平成25年7月25日まで
権利行使期間	平成25年7月26日から 平成33年7月25日まで
権利行使価格	400円
付与日における公正な評価単価	62円

(注) 株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当グループにおいては、中央三井信託銀行と中央三井アセット信託銀行の2つの信託銀行及び中央三井アセットマネジメントと中央三井キャピタルの2つの運用子会社を中心に、グループ内の各社がそれぞれの業務執行を単独で完結できる経営体制を有しております。また、持株会社である中央三井トラスト・ホールディングスが経営資源を各事業部門に最適に配分することで、グループ収益の極大化を目指しております。

したがって、報告セグメントは、会社別の事業セグメントから構成されており、以下3グループであります。

「中央三井信託銀行」の主な業務は、リテール業務（投資信託・個人年金保険等販売業務）、貸出関連業務（事業会社向け貸出、住宅ローン、不動産アセットファイナンス等）、不動産業務及び証券代行業務等であります。

「中央三井アセット信託銀行」の主な業務は、年金信託・証券信託の受託資産運用業務、受託資産管理業務及び年金制度管理業務であります。

「運用子会社」は、中央三井アセットマネジメント及び中央三井キャピタルの2社であります。中央三井アセットマネジメントの主な業務は投資信託委託業務であり、中央三井キャピタルの主な業務はプライベートエクイティファンド運用業務であります。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、税金等調整前中間純利益ベースの数値であります。

なお、セグメント間の内部取引における価額は、外部顧客との取引価額と同一であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	中央三井 信託銀行	中央三井 アセット 信託銀行	運 用 子会社	計				
経常収益								
外部顧客に対する 経常収益	146,595	20,102	5,019	171,717	7,521	179,238	—	179,238
セグメント間の 内部経常収益	2,982	1,304	81	4,368	29,112	33,481	△33,481	—
計	149,578	21,406	5,100	176,085	36,634	212,720	△33,481	179,238
セグメント利益	48,171	5,585	316	54,073	18,636	72,709	△17,875	54,833
セグメント資産	13,809,614	143,430	5,234	13,958,278	1,003,598	14,961,876	△696,715	14,265,161
セグメント負債	13,065,660	104,851	1,190	13,171,702	57,957	13,229,659	185,386	13,415,045
その他の項目								
減価償却費	4,543	687	37	5,268	499	5,768	△130	5,638
資金運用収益	80,093	59	64	80,217	18,142	98,360	△17,318	81,042
資金調達費用	30,731	54	—	30,785	106	30,891	△138	30,752
特別利益	8,053	—	—	8,053	604	8,657	△1,153	7,503
(貸倒引当金戻 入益)	6,982	—	—	6,982	—	6,982	△1,167	5,815
特別損失	2,203	292	42	2,537	2,209	4,746	△1,971	2,774
(統合関連費用)	1,916	266	41	2,224	1,879	4,104	△1,971	2,132

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、上記銀行子会社及び運用子会社以外の連結会社を含んでおります。
3. 各項目の調整額には、セグメント間の内部取引消去金額が含まれております。また、セグメント資産及びセグメント負債の調整額には、住宅ローンの保証に係る支払承諾見返及び支払承諾が300,035百万円含まれております。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益と調整を行っております。

II 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当グループは、中央三井信託銀行、中央三井アセット信託銀行及び住友信託銀行の3つの信託銀行グループと、その他の連結会社で構成されており、当該3信託銀行グループを報告セグメントとしております。報告セグメントごとの主たる業務は、以下に示すとおりです。

「中央三井信託銀行」・・・・・・・・・・銀行業務、不動産業務及び証券代行業務を中心とした
信託銀行業務

「中央三井アセット信託銀行」・・・・・・・・・・受託業務を中心とした信託銀行業務

「住友信託銀行」・・・・・・・・・・信託銀行業務

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、報告セグメントの利益は税金等調整前中間純利益であります。

なお、セグメント間の内部取引における価額は、外部顧客との取引価額と同一であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	中央三井信託銀行	中央三井アセット信託銀行	住友信託銀行	計				
経常収益								
外部顧客に対する経常収益	134,804	20,081	434,910	589,796	19,300	609,097	14,205	623,302
セグメント間の内部経常収益	8,317	1,204	6,289	15,811	24,609	40,420	△40,420	—
計	143,122	21,286	441,199	605,608	43,909	649,517	△26,215	623,302
セグメント利益	18,118	4,839	79,980	102,938	16,211	119,149	75,273	194,423
セグメント資産	13,234,826	86,520	20,972,716	34,294,062	3,148,449	37,442,512	△2,261,607	35,180,904
セグメント負債	12,515,056	48,328	19,449,304	32,012,689	1,151,726	33,164,416	△248,277	32,916,138
その他の項目								
減価償却費	5,243	711	8,692	14,647	3,706	18,354	△66	18,287
のれんの償却額	249	—	4,449	4,699	—	4,699	△249	4,449
資金運用収益	76,590	45	112,146	188,781	19,191	207,973	△21,371	186,602
資金調達費用	27,560	35	40,717	68,314	4,055	72,370	△12,690	59,679
持分法投資損益	141	—	1,898	2,040	—	2,040	△111	1,928
特別利益	13	—	512	526	—	526	45,814	46,340
(固定資産処分益)	13	—	265	279	—	279	—	279
(負ののれん発生益)	—	—	246	246	—	246	45,814	46,061
特別損失	2,379	342	4,467	7,190	39	7,229	△16	7,213
(減損損失)	1,042	56	2,982	4,081	—	4,081	49	4,131
(統合関連費用)	1,149	285	1,406	2,841	17	2,858	△66	2,792
のれんの未償却残高	6,747	—	115,436	122,184	—	122,184	△6,747	115,436
持分法適用会社への投資額	1,156	—	51,018	52,175	—	52,175	△19,551	32,624

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
2. 報告セグメントのうち「中央三井信託銀行」及び「住友信託銀行」については、連結数値で記載しております。
3. 「その他」の区分は、上記3信託銀行グループ以外の連結会社であり、当社を含んでおります。
4. 調整額は連結調整によるものであります。経常収益及びセグメント利益の調整額は、企業結合に伴い発生した評価差額の実現及び負ののれん発生益を含んでおります。
5. 負ののれん発生益の調整額は、当社と住友信託銀行株式会社との株式交換による企業結合を実施したことにより発生した負ののれん発生益43,431百万円を含んでおります。
6. セグメント利益は、中間連結損益計算書の税金等調整前中間純利益と調整を行っております。

【関連情報】

I 前中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	事業会社取引	個人ローン	市場関連	年金・証券	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	32,047	29,339	36,250	24,430	57,169	179,238

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	信託銀行業	リース業	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	357,083	167,600	98,618	623,302

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。

2. 「信託銀行業」については、中央三井信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社、住友信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の経常収益であります。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当グループと当グループの顧客との取引により発生する経常収益において、その多様な取引を膨大な相手先別に区分していないため、主要な顧客ごとの情報については記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

「セグメント情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

「セグメント情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

「セグメント情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

当社は、平成22年8月24日に住友信託銀行株式会社(以下「住友信託銀行」という。)との間で経営統合に関する株式交換契約及び経営統合契約を締結し、平成22年12月22日開催の臨時株主総会の承認を経て、平成23年4月1日を効力発生日として株式交換を実施し、商号を三井住友トラスト・ホールディングス株式会社に変更いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 当社

事業の内容 銀行持株会社

(2) 企業結合を行った主な理由

当社と住友信託銀行は、両グループの人材・ノウハウ等の経営資源を結集し、当社グループの機動力と住友信託銀行グループの多様性といった両グループの強みを融合することで、これまで以上に、お客様にトータルなソリューションを迅速に提供する専門性と総合力を併せ持った、新しい信託銀行グループ「The Trust Bank」を創り上げることを目的としております。

(3) 企業結合日

平成23年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、住友信託銀行を株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用し、株式交換完全子会社である住友信託銀行の株主が、結合後企業の議決権比率のうち最も大きい割合を占めることから、住友信託銀行を取得企業、当社を被取得企業と決定しております。

2. 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成23年4月1日から平成23年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価

489,114百万円

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

①普通株式

住友信託銀行の普通株式1株に対して、当社の普通株式1.49株を割当て交付しております。

②優先株式

住友信託銀行の第1回第二種優先株式1株に対して、当社の第1回第七種優先株式1株を割当て交付しております。

(2) 株式交換比率の算定方法

①普通株式

当社及び住友信託銀行は、普通株式に係る株式交換比率（以下「普通株式交換比率」という。）の算定にあたって公正性を確保するため、当社はJPモルガン証券株式会社及び野村證券株式会社に、住友信託銀行はUBS証券会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社、本株式交換に係る普通株式交換比率の分析を依頼し、その分析結果を参考に、両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で普通株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記の普通株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

②優先株式

当社及び住友信託銀行は、住友信託銀行が発行している第1回第二種優先株式については、当社が新たに発行する第1回第七種優先株式において、住友信託銀行の第1回第二種優先株式の発行要項と実質的に同一の条件を発行要項に定めることとし、普通株式と異なり市場価格が存在しないことや住友信託銀行の第1回第二種優先株式がいわゆる社債型の優先株式であること等を総合的に勘案の上、上記の優先株式に係る交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意・決定いたしました。

(3) 交付株式数

①普通株式 2,495,060,141株

②優先株式 109,000,000株

5. 負ののれん発生益の金額及び発生原因

(1) 負ののれん発生益の金額 43,431百万円

(2) 発生原因

受け入れた資産及び引き受けた負債の純額のうち持分相当額が被取得企業の取得原価を上回ったことによります。

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額 資産合計 14,158,131百万円

うち貸出金 8,855,145百万円

(2) 負債の額 負債合計 13,437,699百万円

うち預金 9,326,751百万円

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成23年9月30日)
1株当たり純資産額	円	395.94	395.25
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	844,130	2,264,766
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	187,653	623,353
うち優先株式の発行金額	百万円	—	109,000
うち(中間)優先配当額	百万円	—	2,305
うち新株予約権	百万円	—	1
うち少数株主持分	百万円	187,653	512,046
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	656,476	1,641,413
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	1,658,014	4,152,753

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	19.34	30.29
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	32,071	128,109
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	2,305
うち中間優先配当額	百万円	—	2,305
普通株式に係る中間純利益	百万円	32,071	125,804
普通株式の期中平均株式数	千株	1,658,055	4,152,838

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、前中間連結会計期間は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

また、当中間連結会計期間は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要は次のとおりであります。

1. 当社

概要については、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(ストック・オプション等関係)」に記載しております。

2. 連結子会社(日興アセットマネジメント株式会社)

(1) 新株予約権(ストック・オプション) 同社普通株式 23,736,900株

(2) 新株予約権(自社株式オプション) 同社普通株式 2,955,200株

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

該当ありません。

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,462	1,843
有価証券	23,000	27,000
未収収益	0	1
未収還付法人税等	3,438	2,955
その他	868	714
流動資産合計	28,769	32,514
固定資産		
有形固定資産	※1 1	※1 0
無形固定資産	7	6
投資その他の資産	765,419	1,902,708
投資有価証券	652	652
関係会社株式	764,391	1,901,700
その他	376	356
固定資産合計	765,428	1,902,715
資産合計	794,198	1,935,230
負債の部		
流動負債		
未払費用	1,365	1,394
未払法人税等	2	9
賞与引当金	90	183
その他	296	135
流動負債合計	1,755	1,722
固定負債		
社債	※2 189,700	※2 189,700
退職給付引当金	1,177	—
その他	195	166
固定負債合計	191,072	189,866
負債合計	192,827	191,588

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	261,608	261,608
資本剰余金		
資本準備金	65,411	702,933
その他資本剰余金	53,254	553,011
資本剰余金合計	118,665	1,255,945
利益剰余金		
その他利益剰余金	221,379	226,432
繰越利益剰余金	221,379	226,432
利益剰余金合計	221,379	226,432
自己株式	△282	△346
株主資本合計	601,370	1,743,640
新株予約権	—	1
純資産合計	601,370	1,743,641
負債純資産合計	794,198	1,935,230

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
営業収益		
関係会社受取配当金	17,068	14,771
関係会社受入手数料	3,444	4,079
営業収益合計	20,512	18,851
営業費用		
社債利息	3,783	3,741
販売費及び一般管理費	※1 1,498	※1 2,146
営業費用合計	5,281	5,887
営業利益	15,230	12,963
営業外収益	32	20
営業外費用	※2 1,947	※2 1,295
経常利益	13,315	11,688
特別利益	22	—
税引前中間純利益	13,338	11,688
法人税、住民税及び事業税	1	3
法人税等調整額	305	—
法人税等合計	307	3
中間純利益	13,031	11,685

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	261,608	261,608
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	261,608	261,608
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	65,411	65,411
当中間期変動額		
株式交換による増加	—	1,137,308
資本準備金の取崩	—	△499,786
当中間期変動額合計	—	637,522
当中間期末残高	65,411	702,933
その他資本剰余金		
当期首残高	53,257	53,254
当中間期変動額		
資本準備金の取崩	—	499,786
自己株式の処分	△1	△28
当中間期変動額合計	△1	499,757
当中間期末残高	53,255	553,011
資本剰余金合計		
当期首残高	118,668	118,665
当中間期変動額		
株式交換による増加	—	1,137,308
自己株式の処分	△1	△28
当中間期変動額合計	△1	1,137,280
当中間期末残高	118,666	1,255,945
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	232,368	221,379
当中間期変動額		
剰余金の配当	△13,264	△6,632
中間純利益	13,031	11,685
当中間期変動額合計	△233	5,053
当中間期末残高	232,135	226,432
利益剰余金合計		
当期首残高	232,368	221,379
当中間期変動額		
剰余金の配当	△13,264	△6,632
中間純利益	13,031	11,685
当中間期変動額合計	△233	5,053
当中間期末残高	232,135	226,432

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月 30日)
自己株式		
当期首残高	△270	△282
当中間期変動額		
自己株式の取得	△5	△126
自己株式の処分	3	62
当中間期変動額合計	△2	△64
当中間期末残高	△272	△346
株主資本合計		
当期首残高	612,375	601,370
当中間期変動額		
剰余金の配当	△13,264	△6,632
中間純利益	13,031	11,685
株式交換による増加	—	1,137,308
自己株式の取得	△5	△126
自己株式の処分	1	34
当中間期変動額合計	△237	1,142,269
当中間期末残高	612,138	1,743,640
新株予約権		
当期首残高	—	—
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	1
当中間期変動額合計	—	1
当中間期末残高	—	1
純資産合計		
当期首残高	612,375	601,370
当中間期変動額		
剰余金の配当	△13,264	△6,632
中間純利益	13,031	11,685
株式交換による増加	—	1,137,308
自己株式の取得	△5	△126
自己株式の処分	1	34
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	1
当中間期変動額合計	△237	1,142,270
当中間期末残高	612,138	1,743,641

【重要な会計方針】

項目	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券： 移動平均法による償却原価法により行っております。 子会社株式及び関連会社株式： 移動平均法による原価法により行っております。 その他有価証券： 時価を把握することが極めて困難と認められるもの：移動平均法による原価法により行っております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 器具及び備品：3年～5年 また、取得金額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等に償却する方法を採用しております。 (2) 無形固定資産 ソフトウェア： 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	賞与引当金 賞与引当金は、従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
4. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

当中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 3百万円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 3百万円
※2. 社債は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。	※2. 社債は全額、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
※1. 減価償却実施額	※1. 減価償却実施額
有形固定資産 0百万円	有形固定資産 0百万円
無形固定資産 0百万円	無形固定資産 1百万円
※2. 営業外費用の主要項目	※2. 営業外費用の主要項目
支払手数料 66百万円	支払手数料 102百万円
統合関連費用 1,879百万円	統合関連費用 1,190百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
普通株式	366	17	4	378	(注)

(注) 普通株式の増減は、単元未満株式の買取りによる増加、及び単元未満株式の処分による減少であります。

II 当中間会計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
普通株式	411	444	123	733	(注) 1、2

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加440千株、及び平成23年4月1日付で実施した住友信託銀行株式会社との間の株式交換に伴う端数株式の買取りによる増加4千株であります。

2. 普通株式の自己株式数の減少123千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日現在)

○子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	747,391
関連会社株式	17,000
合計	764,391

(注) これらすべては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

II 当中間会計期間(平成23年9月30日現在)

○子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1,901,700

(注) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。

(企業結合等関係)

「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載しております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	円	7.85	2.25
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	13,031	11,685
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	2,305
うち中間優先配当額	百万円	—	2,305
普通株式に係る中間純利益	百万円	13,031	9,380
普通株式の期中平均株式数	千株	1,658,055	4,152,838

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、前中間会計期間は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当中間会計期間は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要は次のとおりであります。

当社

概要については、「第4 経理の状況 1 中間連結財務諸表 注記事項(ストック・オプション等関係)」に記載しております。

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

中間配当

平成23年11月14日開催の取締役会において、第1期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 18,916百万円

1株当たり中間配当金

普通株式 4円

第1回第七種優先株式 21円15銭

効力発生日及び支払開始日 平成23年12月2日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月28日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤	智 治 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あ や 子 印

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 波	博 之 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽 太	典 明 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	秋 宗	勝 彦 印

私たち監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たち監査法人の責任は、私たち監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私たち監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私たち監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たち監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部

統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たち監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私たち監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月28日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 森 茂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 智 治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 牧 野 あ や 子 印

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 波 博 之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦 印

私たち監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第1期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私たち監査法人の責任は、私たち監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。私たち監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私たち監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、私たち監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性につい

て意見表明するためのものではないが、私たち監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

私たち監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

私たち監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と私たち監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月29日

【会社名】 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 田 辺 和 夫

【最高財務責任者の役職氏名】 —

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長 田辺 和夫は、当社の第1期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。